

平成20年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年6月16日(月曜日)午前10時01分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 意見書案第1号 高齢者医療の抜本的な見直しを求める意見書
意見書案第2号 地域財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第3号 障害者医療費助成に関する意見書
意見書案第4号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書
意見書案第5号 福祉の人材確保に関する意見書
意見書案第6号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
意見書案第7号 日本映画への字幕付与を求める意見書
意見書案第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
意見書案第9号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書
日程第4 報告第9号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告等について
日程第5 委員の派遣について
日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 意見書案第1号 高齢者医療の抜本的

- な見直しを求める意見書
意見書案第2号 地域財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第3号 障害者医療費助成に関する意見書
意見書案第4号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書
意見書案第5号 福祉の人材確保に関する意見書
意見書案第6号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
意見書案第7号 日本映画への字幕付与を求める意見書
意見書案第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
意見書案第9号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書
日程第4 報告第9号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告等について
日程第5 委員の派遣について
日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員

6番	佐々木	寿	議員
7番	持田	健	議員
8番	岩木	正文	議員
9番	駒津	正喜	議員
10番	佐藤	一勝	議員
11番	日根野	正敏	議員
12番	木戸口	真	議員
13番	高見	勉	議員
14番	渡辺	正尚	議員
15番	高橋	伸典	議員
16番	山口	祐司	議員
17番	田中	好望	議員
18番	黒井	徹	議員
20番	川村	正彦	議員
21番	谷内	司	議員
22番	田中	之繁	議員
23番	東	千春	議員
24番	宗片	浩子	議員
25番	中野	秀敏	議員

教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	山 内	豊 君
市立総合病院 院長	内 海	博 司 君
市立事務 部長	三 澤	吉 巳 君
市立 大局 学長	成 田	勇 一 君
会 計 室 長	森 山	良 悦 君
監 査 委 員		

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	佐 藤	健 一
書 記	間 所	勝
書 記	松 井	幸 子
書 記	高 久	晴 三
書 記	熊 谷	あ け み

1. 説明員

市 長	島	多 慶 志 君
副 市 長	中 尾	裕 二 君
副 市 長	小 室	勝 治 君
生活福祉部長	佐々木	雅 之 君
経 済 部 長	手間本	剛 君
建設水道部長	野間井	照 之 君
福祉事務所長	中 西	薫 君
上下水道室長	和 田	博 君

○副議長（熊谷吉正議員） 休会前に引き続き本日の会議を開催をいたします。

谷内司議員より遅延の申し出がありましたので、御報告を申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員

22番 田 中 之 繁 議員

を指名をいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

特定健診、特定保健指導事業について外3件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） おはようございます。まず最初に、岩手・宮城内陸地震に被災されました皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。特定健診、特定保健指導事業についてお伺いをいたします。国は、2000年から21世紀の日本人の健康を考える健康日本21として健康づくりを推進してきましたが、中間結果では糖尿病の有病者、予備軍の増加などで健康状態の改善及び生活習慣の改善が見られませんでした。そこで、2006年に成立した医療制度改革関連法、この中には後期高齢者医療制度も含まれますが、これに基づいて新たな視点で生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導が実施されることになりました。これまでの健診は、さまざまな病気を早期に見つけて早期治療することがありました。今回の特定健診は、メタボリックシンドローム、内臓脂肪型肥満とその予備軍を早期に

見つけ、保健指導することのみ重点が置かれていることが特徴です。健診の主体者が自治体から保険者に移されました。それぞれ御自分が加入している医療保険ごとに健診を受けることとなります。

そこで、名寄市国民健康保険に加入の市民が受けることになる名寄市で実施される健診についてお聞きをしたいと思います。今回の特定健診では、総コレステロール値、また胸部エックス線検査が必須でなくなりました。心電図、眼底検査、貧血検査などは医師が必要と認めた方や既往症や疑いのある方に限られているとしています。新しく健診項目に加えられるのが腹囲測定、LDLコレステロール、悪玉コレステロールです。ある医師は、腹囲を測定することが体重測定以上に意味があるかどうか、病気になる可能性については体重と腹囲のどちらで判断しても大差がない。まして男性が腹囲85センチ以上、女性、腹囲90センチ以上という基準に科学的な根拠は何もありませんとおっしゃっています。こうした特定健診ですが、名寄市として実施計画もつくられています、事業の進捗状況についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、目標値達成のための具体策についてお伺いをいたします。今回の特定健診は、健診結果によって保険者が後期高齢者医療制度に拠出している支援金の加算、減算がプラス・マイナス10%ですが、決められることになっています。健診受診率の目標数の50%に達しない場合は、ペナルティーとして支援金額が10%増になります。目標数値に達した場合は10%減となるとしています。そのほか特定健診受診率の目標とあわせて特定保健指導実施率45%、メタボリック該当者、予備軍の減少率25%が求められています。こうした目標値達成に対応するための体制はどのようになっているのでしょうか。また、目標値達成のための具体策があればお知らせをいただきたいと思います。

次に、75歳以上の健診についてお伺いいたします。後期高齢者医療制度に伴って、75歳以上の方は北海道後期高齢者広域連合が保険者となるわけですが、特定健診についてはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

次に、農業行政についてお伺いをいたします。世界的な食料危機に対する名寄市としての考え方についてお伺いをいたします。6月3日から5日までの国連食糧農業機関、FAOが主催する食料安全保障サミットがローマで開かれました。米、小麦、トウモロコシなど主食となる食料の価格が急激に上昇して、とりわけ貧しい国々の国民生活を直撃しています。これまでのような一国や地域での飢餓問題にとどまらず、世界経済への危機に発展しかねないその事態に国連の潘基文事務総長が急遽呼びかけ、開催されたところです。日本共産党は、ことし3月に農業再生プランを発表いたしました。その中では、現在日本は世界じゅうから食料を買い集めて先進国中最低の食料自給率39%という危機的状況にあります。ここから抜けだし、自給率を50%台に引き上げることを国政の当面の最優先課題に位置づけて、その達成に向けてあらゆる手だてをとることを農政の基本にするべきだとし、日本がその道に踏み出すことは地球温暖化や世界の食料自給の逼迫など、21世紀の人類の課題になっている環境や食料問題の解決にも大きく貢献するものと提起しています。食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換をと大きく4つの提起をさせていただいているところです。

そこで、食料基地北海道にあってモチ米、アスパラガスの作付日本一の名寄市として、この世界的食料危機に対してどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、アスパラガス被害を受けた農家への対応についてお伺いをいたします。5月の低温による霜被害は、収穫の軌道に乗り始めたアスパラ生産農家の皆さんにとっては本当に残念なことだった

と思います。消費者である私たちにとっても非常に残念であり、霜に遭って刈り取られたアスパラが畑に散乱しているのを見たある方は、農家の人の苦労を思うと胸が痛む、このように言われています。総額1億数千万円の被害額との報道でした。1件当たりの被害額、また被害を受けた農家への対応はどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

次に、市立天文台建設についてお伺いをいたします。先日スペースシャトルディスカバリーが日本の実験棟きぼうを宇宙ステーションに設置することに成功しました。そこでは、宇宙飛行士になりたいという子供のときからの夢を実現させた星出さんが大活躍をされました。多くの子供たちの宇宙への夢が大きく膨らんだことは間違いがないと思います。

そこで、今名寄市で建設計画が進められています天文台について、昨年度振動調査や地質調査が行われ、平成21年度末には完成を目指しています。星見の丘に建設予定の市立天文台建設の進捗状況についてお知らせをいただきたいと思います。

また、直径1.5メートル近くのレンズを使い、また北大の宇宙理学専攻の研究もされるという全国からも注目がされていますこの天文台、市民への還元、また教育的波及など事業内容についてお伺いをしたいと思います。

さらに、建設費についてですが、昨年の説明では約10億円を北大がレンズ分5億円、名寄市が建物約5億円と言われていました。本年度の予算として1億6,500万円が計上されていますが、最終的に全体の建設費用はどのくらいになるのでしょうか。また、市民負担は幾らになるのかお伺いをしたいと思います。加えて維持管理の負担についてですが、前回第1回定例会での日根野議員への答弁では、協議中であり、応分の負担をしていただくとの内容だったかと思いますが、その後の協議の進展についてお伺いをしたいと思います。

最後に、生徒指導連絡協議会についてお伺いを

いたします。子供の学力やモラルの形成を助けることは、教育の基本的な役割であると考えます。今その基本の部分で困難が生まれ、多くの国民が心配をしています。日本では、国際的に勉強嫌いが際立った特徴で、高校生の4割が授業以外に全く勉強していない、中学生半分以上が授業が半分くらいわからない、あるいはわからない状態にあると言われます。また、モラルの基礎となる自己肯定感情が弱く、青少年の間にストレスやうつを含む精神的、感情的障害が広がっています。ユニセフの国際調査では、日本は孤独感を持つ子供の割合が断トツとなっています。全国的に青少年の痛ましい事件が後を絶ちません。携帯からつながる学校裏サイトやプロフィールサイト上の書き込みが原因となって子供同士の事件やいじめ、犯罪に巻き込まれるというケースも続発しています。それだけに子供の学力とモラルの形成を支援するという共通の要求に基づいて、教育関係者や市民の幅広い協働をつくるのが切実になっていると思います。名寄市では、超大型店の開店によって子供たちの動向を心配する市民が多くなっています。ある事業者は、中心商店街への影響はもちろん心配だけれども、それより子供たちへの影響が本当に心配だと話されています。

そこで、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会の発足の経緯、協議会の内容についてお知らせをいただきたいと思います。また、現在活動されています名寄市青少年問題協議会との連携についてもお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） おはようございます。川村議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は経済部長から、3点目と4点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、特定健診、特定保健指導事業の進捗状況についてでございますが、お尋ねのあった特定健診及び特定保健指導については、制度改正によりすべての医療保険者にメタボリックシンドローム予防に着目した特定健診、特定保健指導の実施が義務づけられましたのは御案内どおりでございます。このことに伴いまして国保被保険者は市が行う特定健診で、共済、健康保険組合等の医療保険加入者は事業所で行う健診を受け、家族である被扶養者は加入している医療保険者が行う健診を受けることとなりました。また、市は国民健康保険の保険者として被保険者を対象に従前から早期に予防対策を進めていくことを目的に老人保健制度より対象年齢を5歳引き下げ、自己負担分を国保が負担して健康診査を実施してまいりましたが、特定健診、特定保健指導についても同様の趣旨で実施をしております。さらに、医療保険者に加入をしていない35歳以上の生活保護世帯、後期高齢者医療制度の被保険者に対しても治療中の人を除いて健康診査として実施をしております。

また次に、新しい健診制度の周知の状況について申し上げます。これまで市の健診事業で健診を受けていた人が本制度により受けられないなど、市民の健診に対する不安や混乱が予想され、広報やパンフレットの配布、保健推進委員や各地区でのさまざまな集まりの機会を通し、説明会や市民周知を図ってまいりました。健診の取りまとめでは、風連地区では4月上旬から各地区の保健推進委員を中心に希望を取りまとめ、名寄地区では5月上旬から電話等による健診の受け付けを開始し、6月から7月にかけての特定健診実施に向け、現在申し込みのあった個人に対し、健診受診券の発行など準備を進めているところでございます。この新しい健診制度が市民に十分浸透されていないこともあり、問い合わせも多い状況が見られますが、今後も円滑に健診を受けていただけるよう市民周知を図り、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の目標値達成のための具体策についてということにつきましては、これまでの健診は病気の早期発見、治療を目的とし、健診後は精密検査や治療が必要な方への受診勧奨、さらに高血圧などの病気ごとの生活指導が中心でございました。新しい制度である特定健診、特定保健指導では、健診によってメタボリックシンドロームやその予備軍に対し生活習慣の改善と予防に向けた支援、すなわち保健指導に重点が置かれることになりました。健診受診後は、健診結果と問診に基づき、生活習慣病の発症リスクなどから情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3つのグループに分けて生活改善に向け個々に合わせた保健指導が求められております。また、健診の結果を確実に評価していくために、医療保険者ごとに特定健康診査の実施率等について目標の設定が明確にされました。このことに基づき、市は特定健康診査実施計画書を作成し、国から示されている参酌標準に基づき、5年後の特定健康診査の実施率を65%に、特定保健指導実施率を45%に、さらに7年後のメタボリックシンドローム該当者、予備軍の減少率を25%に数値目標として掲げたところであります。特に健診受診率は平成19年度実績19.3%で、5年後の実施率によっては国保が負担する後期高齢者支援金で最大10%が加算もしくは減算される制度であり、その額はおおよそ3,000万円を上回ると予想されることから、今後受診率をどのように向上させていくかが大きな課題となります。また、特定健診対象者は、生活習慣病治療中の人も含まれており、市の現状として平成18年度国保レセプトでは38.9%が生活習慣病治療中という結果も出ていることから、今後どのような健診勧奨につなげていくかもあわせて課題となっております。今年度は実施初年度でありますので、受診率向上に向けての具体策は手探りではありますが、対象者が明確となることから、今後受診券を活用して受診勧奨を強くアピールしていきたいと考えております。

次に、3点目の75歳以上の健診についてであります。後期高齢者医療制度施行により75歳以上の被保険者については広域連合が被保険者として、各市町村が実施する特定健診にあわせて健康診査として実施することになりました。健診費用負担については、9割が広域連合から、残りの1割を市が負担して実施することとなり、これまでどおり自己負担はなく、受けやすい体制を整備してきたところでございます。また、健康診査の内容は、特定健診では必須項目となっていた腹囲測定は除かれ、高齢者に所見の多い心電図検査、眼底検査、貧血検査は医師の判断に応じて詳細健診として実施していくことになっております。さらに、生活習慣病の視点から、病気が発見された場合については治療が優先されていくとの考えで、生活習慣病治療中の人は対象外となっております。市は、今後この制度に基づき実施してまいります。所見がある場合については受診勧奨や情報提供、さらに健康相談の場を設けるなど、生活習慣病予防、治療、健康管理の視点から健診の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな項目2つ目でございますが、農業行政についての中の世界食料危機に関するお尋ねでございました。お答えを申し上げます。

現在世界の食料にかつて経験をしたことのない変化が起きております。増加する世界人口と中国、インドなどの経済発展が食料需要を大きく押し上げる一方、砂漠化の進行などによる農地の縮小や作物収量の伸びの鈍化の中で、食料の需給は逼迫し、農産物の国際価格は市場最高水準に高騰しております。今後食料の大幅な拡大は難しく、世界の食料需給は逼迫の度合いを増していくものと考えられております。また、近年原油価格の高騰や地球温暖化対策を背景として世界的にバイオ燃料の需要が高まり、新たな需給逼迫の要因となって

おります。さらに、異常気象の頻発や水資源の不足、家畜伝染病の発生などによりまして、世界の食料供給は安定性を失いつつあります。

我が国は、食料の6割以上を海外から輸入しておりまして、これ以上依存度を高めれば食料供給の不安感が高まります。今日水田や畑の農業資源が十分活用されることなく、耕作放棄地や遊休農地が拡大しており、輸入食料は特定の少数国に依存しているため、相手国の供給余力に左右されやすい実態でございます。国は、2005年に策定した食料・農業・農村基本計画では2015年までに食料自給率を45%に引き上げる目標を掲げました。2005年では39%となっております。これらの状況を踏まえ、国は食料自給率の向上と安定供給のため、1つには食育の推進、2つ目には耕作放棄地を解消するなど限りある農地の有効利用、3つ目には消費者の国産食料利用拡大に向けた理解と協力、4つ目には長期的かつ戦略的な取り組み、例えば米粉製品の開発、飼料米の生産、食料廃棄物の飼料化などでございます。次に、5つ目には食料安全保障の確立などを掲げております。しかしながら、国内の農業、農村は所得の確保が難しく、高齢化、担い手不足が進み、耕作放棄地も増加している現状でございます。以上のような状況の中において、基幹産業農業のまち名寄として国内外の情勢を的確にとらえ、平成18年度に策定いたしました新名寄市農業・農村振興計画に基づきます5つの基本、1つ目には収益性の高い農業の確立、2つ目には多様でゆとりある農業経営の推進、3つ目には農業担い手の育成と確保、4つ目には環境と調和した農業の促進、5つ目には豊かさと活力ある農村づくりに示した施策を着実に実施し、持続的な農業、農村の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、アスパラ被害を受けた農家への対応とのお尋ねでございます。本市のアスパラは、カボチャ、バレイショと並んで特産の野菜であり、5月中旬から7月上旬にかけて収穫されたしゅんのア

スパラは、冷涼なこの地域の気候により安全、安心でおいしいと市内外の大きな評価を得ているところでございます。本年は、春先の天候がよく、融雪期も4月1日と平年に比べ14日早く、露地のアスパラガスも平年より10日ほど早く集荷、共同選果の予定でしたけれども、5月9日から13日までの降霜、低温被害によりましてアスパラ収穫の全面積190ヘクタール、生産農家140戸に被害を受け、出荷は18日までストップしたところでございます。この間の被害額は、約1億3,000万円と推計させていただいております。したがって、1戸平均当たりの被害額は93万円ほどになるものと思われま。低温被害に当たったアスパラガスは、そのまま放置すると根中の糖分を消耗し、その後生育、収量に大きな影響を与えるため、萌芽分も含め速やかに刈り取りするよう生産者に緊急情報により指導してまいりました。その後本格的な出荷、共同選果は5月19日から始まりましたが、今回の降霜、低温被害は生産量が増加する時期であったことから、減収は避けられないと予想しているところでございます。降霜、低温被害以降、天候の回復とともに出荷量は増加してきており、最終的な収量及び市況に期待しているところでございます。被害農家への対応につきましては、現時点での対応は難しく、また農業共済制度の対象品目でないことなどから、出来秋の他作物の作況状況を勘案しながら、関係機関、団体と協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、市立天文台建設及び生徒指導連絡協議会の2項目についてお答えをいたします。

初めに、市立天文台建設について3点御質問いただきました。関連がございますので、一括お答えさせていただきます。建設の進捗状況ですが、平

成19年度に天文台建設予定地の地質及び振動調査を実施いたしました。天文台、特に観測棟は、通常の建物とは違い、わずかな振動や沈みに敏感なため、研究施設と同等の調査を実施いたしました。その結果、立地条件は非常によいとのことでございます。今年度に入ってから、実施設計を精査し、9月の着工に向けて建物及び周辺整備等の内容について内部協議を詰めている状況でございます。この天文台は、北海道大学と名寄市による相互協定から始まり、名寄市のすぐれた天体観測条件を生かした研究、教育、交流人口の拡大を目指し、国内では初めてのケースである大学と自治体の連携による天文台建設、運営を目指しており、全国的にも注目されております。

施設の概要と事業内容ですが、観測棟、管理棟、プラネタリウム棟から成り、鉄筋コンクリートづくり2階建て、床面積1,036平米を計画しており、特徴的には1階部分でレクチャールームと展示機能が一体で活用できるよう配置され、全国規模の研究会や市民講座の開催、さらには星空コンサート等にも対応することができます。プラネタリウムは、立体的映像を投影するデジタル方式で、望遠鏡からの映像を投影することができ、待ち時間の解消や曇った日の来館者対応、また学習の場としても利用できます。2階部分では、屋上に屋根開閉式の観測室を設置し、3台の望遠鏡を利用した市民観望会や天文教育を予定しており、多くの方々が交流することのできる場として大きな期待を寄せているところでございます。メイン望遠鏡は、北大側で準備が進められています。こうした取り組みをすることによって、市内外の一般利用者が天文に興味を持ち、さらに研究者と触れ合うことによる天文学向上につながっていくと考えております。また、オーロラ等の観測が期待できる名寄市の天文環境を全国的にPRすることなど、名寄から世界に向けての情報発信を実施していく計画でございます。

建設費についてでございますが、北大側が望遠

鏡、名寄市側が建物建設として分担し、名寄市の計画している総事業費は7億2,515万円で、内容は平成19年度、地質調査等で4,515万円、平成20年度は建物基礎工事で1億6,500万円、平成21年度は本体工事で4億7,000万円、備品費で4,500万円を計画してございます。事業費の財源手当ては、合併特例債の活用を予定しているところで、対象総事業費の95%が合併特例債の活用となり、償還金額の70%が交付税参入されるため、現行制度の中では市民負担が非常に少ない有利な活用と考えております。

また、維持管理費については北大と協議中であり、施設に関連して通常必要となる維持管理経費の一部と学術研究に関する設備の維持管理経費を負担するような内容で現在進めているところでございます。

次に、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会についてお答えをいたします。1点目の名寄市小中学校生徒指導連絡協議会の充足についてでございます。小中学校における生徒指導上の問題は、極めて多岐にわたっております。生活習慣にかかわる日常の生徒指導の問題はもとより、いじめや不登校、暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況であります。また、学校外においても携帯電話でのトラブルや犯罪、薬物使用など少年非行は多様化している現状であり、各学校においては指導能力の向上、児童生徒一人一人への支援の推進が強く求められております。これらのことから、平成20年度の学校教育推進の重点として、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会を立ち上げ、児童生徒の的確な実態把握、各学校における非行問題などの検討や児童生徒一人一人に対する望ましい指導、支援のあり方を研究するなど、各学校の生徒指導担当教員が毎月の例会の中で検証を積んでまいりたいと考えております。

2点目、名寄市青少年問題協議会との連携についてでございます。青少年問題協議会は、次代を担う青少年の健全な育成を願って青少年の指導、

育成、保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立に向け調査、審議するとともに、関係機関相互の連絡調整等連携を図ることになってございます。小中学校生徒指導連絡協議会がしっかりと機能していくことが将来の名寄市の教育を支えるものと考えております。児童生徒を取り巻く環境が変化中、実働機関である青少年センターとも情報を共有し、連携してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。続いて、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、特定健診、特定保健指導事業について再質問をさせていただきたいと思っておりますが、今回健診の主体者が自治体から保険者に移行されたということですので、これまで国保以外の保険に入っていた方、そういった方たちが自治体健診を受けていた方の中で指導継続という方も結構いらっしゃるのではないかというふうに思うのですが、こういった方たちについての対応についてはどのようになっているのか伺いたしたいと思います。また、個人情報といいますか、その方の情報なども保護するという意味も含めてお聞かせをいただければというふうに思います。

また、ペナルティーの問題ですが、特定保健指導者には指導した対象の約半数が翌年の健診でメタボ判定ランクを改善することが求められています。そのために保健指導の対象に選ばれるのは、少しの指導で改善が見込まれる人が優先されるのではないかと、また高度肥満の方や検査値が幾つもある異常だという方は逆に指導対象から外されるおそれがあるのではないかという危惧を持っているところです。これでは、市民の健康を守る、これはできないのではないかというふうに考えておりますが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 1点目の個人情報保護と、それから今までの健診という概念でございませうけれども、新しい制度に基づきましてそれぞれの医療保険者が責任を持って特定健診を進めていくということになっております。個々の健診データにつきましては、制度の内容では医療保険者が変わった場合、加入者本人の希望により健診データを次の保険者に移すことが可能というふうに表示をされておりますけれども、個人情報の問題がありまして、受け渡しにつきましては難しいのかなというふうに思っております。そのため今まで市の健診を受けていただいた方につきましては、経年的な管理ができるように3年間分の健診データが記載されたものを結果表といたしましてお返しをしておりますので、必要なときは個人が持っている結果表を活用していただくこととなります。また、保健指導等につきましても今後医療保険者ごとに生活改善に向けて実施をされていく予定となっております。市は国保被保険者以外の医療保険加入者につきましては、医療保険者から委託を受けない限り特定保健指導という形ではかかわることは制度上できないという状況となっております。保健センターでは、市民を対象にいたしまして健康づくり、生活習慣病予防対策の観点から、従来実施しております健康相談業務を拡大いたしまして、保健師、栄養士が必要に応じて支援をしていくと、こう同様に考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それでは、今まで自治体健診を受けていた方、個人的に保健センターなりに行って私はどういう状況だったのかというふうにお聞きすれば、それは教えていただける。それを持ってまた次のところに行くということで理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 先ほどもう一点の部分では、異常値が見られた方についてどのよ

うに対応していくかという部分については、先ほど触れましたように栄養士、保健師などが相談業務として健康管理を行っていきたいというふうなことでございまして、あくまでもこれらにつきましては保険者のほうがこの制度についての改善値を求められていくものですから、その内容に沿ってやっていくということになってしまいます。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 今日日本人の場合、BMI 体格指数、これ22が標準と言われていますが、これが25前後の小太りの方のほうが長生きで、やせは早死にという信頼できる調査結果もあるわけですが、やせていても血圧、脂質、血糖の異常が重なっている人はメタボよりもっと危険であるという指摘される方もいらっしゃいます。また、高齢者の栄養の偏りによるやせも今問題になっているところです。さらに、たばこや間接喫煙によるがんや心臓病、また慢性の肺疾患のほうが問題だと指摘し、また貧困や社会格差の過重労働やストレスが不健康の大もとではないかというふうに着目する医師もいらっしゃるわけですが、これでは、後期高齢者医療制度もそうでしたけれども、お役人が机上で、机上で練った施策と言わなければならないかと私は思っています。この点についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私も含めまして健康管理については、ふだん気をつけていなければいけないと思いつつも、昨日もちょっと深酒をしてみたりとかということがあります。御承知のとおり、今の特定健診制度につきましては医療費の抑制という強い指導のもとに実施が展開されてきたのかなというふうに思っております。その中でも議員おっしゃられたとおり、特に腹囲を中心としてメタボリックシンドロームの予備軍に対してに着目して指導していこうということでもございますが、そのことでイコール生活習慣病の予防にすぐつながっていくのかなという部分につい

ては、これから先の検証を正しく行っていかなければならないのかなというふうに考えております。まずは、制度ができて、受診を市民の皆さんにさせていただくために精いっぱい受診率の向上に努めていきたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それでは、75歳以上の方の健診についてですが、生活習慣病で治療中の方は対象外となっています。高齢であれば高血圧などで治療を受けている方、非常に多くいるのではないかと思うのですが、以前の健診で初期のうち病気が見つかったりして大事にならなくて本当に助かったのだといった方は結構いらっしゃるわけですが、今おっしゃったように、医療費削減を大きな目的というふうになっている今回の制度ですけれども、早期発見、早期治療のためにも健康都市宣言をしている名寄市独自の健診内容をぜひ考慮していただく、このことを強く要望いたしまして、次に移らせていただきたいと思います。

次の農業行政についてですが、アスパラ被害のことでは本当に私も大好きですから、刈り取られたのがある中で本当に胸が痛む思いをしているのですが、また昨年からは始まったアスパラまつりも残念ながら今回中止になってしまいました。民間主導のアスパラまつりですけれども、アスパラの産地として宣伝効果も大きいのではないかと考えます。また、町中のにぎわいづくりにも貢献するものでないかと考えているところです。先日の報道では、杉並区でのアスパラまつりでにぎわいがあったというふうに報道されていましたが、行政サイドとしても支援が必要ではないかというふうに考えているところです。また、先ほどアスパラ被害のところで共済対応品目ではないということでも対応策がないというようなことでした。今年度予算の中では、ホワイトアスパラだとか、またアスパラの粉末の開発への助成というふうには出されていますけれども、そもそもアスパラをつくる生産者の支援がないということでは片手落ちでは

ないかなというふうには私に考えているのですが、その点についてお考えがあればお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 御案内のとおり、農業の振興に向けては日々関係機関と協議をしながら進めているところでございます。御案内のとおり、新たな課題に対する支援というのもありましょうし、恒常的な支援というのもあるのでしょうか、今回の場合につきましてはむしろ自然的な災害、天災というような要素も多く含まれているように受けとめております。したがって、これらにつきましては制度としては天災認定されますと救済措置が国のほうでも図られるわけですけれども、まだそこまでは至っていないというようなことでございます。今後また、御答弁させていただきましたけれども、このアスパラをとりあえず救済をとということではなくしても今後に向けてこういった被害を受けられる方々等々についてどんな救済がとれるのか、農協が主になろうと思っておりますけれども、そんなような機関ともまた時間ありましたらお話をさせてもらいたいと思っております。そんな対応をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひお願いしたいと思っております。実は、私ことし市民農園を借りまして野菜づくりに挑戦しています。全くの素人ですから、食べられたら大もうけかなというふうに思っているのですが、しかし農業者の方たちは生活があります。大きく言えば日本の農業を守っていただいているという、そんな気概を持って農業を営んでいるのだというふうには私に思っているところです。しかし、このままの国の農政では、先日から答弁にもありましたけれども、農地を維持したいけれども、高齢になり、後継者もない、縮小するしかない、こういう状況になっているところなんです。価格保障、所得補償、そして家族経営を守る

ための施策が必要だと考えています。このところをぜひ農業を基幹産業としている自治体として、しっかり国に対して要望していただきたいと思います、そのことを強く求めて、次に移らせていただきたいと思います。

次に、市立天文台建設についてです。本当に先ほどもお話がありました名寄でオーロラが観測できるということで、もうわくわくする思いでいるところです。空気がきれい、人工照明が少ないということが天体観測に必要ということです。今地球環境問題大きく議論されています。そんな中で地球環境維持にも大きく貢献するのではないかなというふうに思っています。また、先ほど来からお話ありましたように、全国的にも注目され、北大の宇宙理学専攻の研究、全国のそういった規模の研究もされるという中では、名寄市の問題だけではなくて、昨年も私も発言させていただきましたが、もう道はもとより日本の国全体でやっぱり財産となるべき天文台になるのではないかなというふうに思うわけです。そこで、ぜひ総務省、文部科学省などへ積極的に働きかけて市民負担を減らす努力をしていただきたい、そのことが私としては強く望むところです。ある方は、とにかく今市民への負担が次々に重くのしかかってきているわけですので、これ以上負担増になるのだったら幾らすばらしい天文台であっても今は欲しくないな、こう言った方がいました。これは少ない意見ではありません。こういった方たちの思いもぜひ酌み取っていただいて、先ほど合併特例債の特例も問題も出されていまして。維持費のこともありますので、どんどん負担増になってくるのかなという心配は市民の皆さんの中に広がっているのではないかなというふうに思いますので、この部分について再度お答えいただければと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 市民負担の部分では、非常に皆さん関心を持っているところだというふうに思います。天文台については、今川村議員が

おっしゃったように非常に全国的にも注目をされているということで、担当の技師も全国の天文のそういった研究会にも含めて行っておりまして、名寄の天体の条件等も話、全国から、やっぱり研究者からも注目を浴びるということでもあります。この天文台ができれば、そうしたことが本当に実現できるのかなというふうに思っておりますし、また健康の森あるいは道立サンピラーパークと一体となったそういったような交流人口の拡大も図れるのかなというふうに思っております。建設の関係の部分につきましては、今おっしゃったように名寄市で考えている部分については総体事業計画では7億円ということでもありますけれども、その中では優位な条件を求めておりまして、合併特例債を今申請ということになっております。これが認められれば95%の特例債ということで、先ほど申しましたように償還金額の70%が補てんされるというようなこととなります。そういったことで市民負担の軽減ということで、ぜひこういったすばらしい天文台を実現して市民の皆さんに開放し、また市内外の人々にも開放していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） その負担を少なくする部分でぜひ御検討を深めていただきたいと思えますし、また本当に研究者にとってすばらしいということをも市民がなかなか手が出せない、何か近寄りがないという、そういうものではなくて、市民も一緒になってすばらしい天体を望める、そういった内容にしていればいいかなというふうに思っています。そのことを強く要望して、次の生徒指導連絡協議会についてお話をさせていただきたいと思えます。

今学力の部分、モラルの部分でお話をさせていただきましたが、学力の部分でいうと実は国際的な学力調査である2006年度のPISA調査から見てきたことなのですが、今学力世界一と言

われているフィンランドと日本の割合を見てみると、成績階層の割合が一番違っているのがこのフィンランドと日本の差です。このレベル1未満からレベル6まで7段階に分かれているのですが、そのうちの一番低いレベル1未満です。ここがフィンランドでは全体で0.5%しかいないのに、日本ではこのレベル1未満が3.2%と6倍以上になっている状況にあります。すべての子供たちに基礎的な学力を保障するというは国民の根本的な教育要求であり、憲法と教育基本法が要請している学校教育の基本任務だと思います。基礎、基本の学力の内容については、学習指導要領の押しつけであってはならないと思いますが、この議論は別に移すとして、私たちはすべての子供たちがわかるまで、すべての子供たちに行き届いた教育をとって運動を進めているわけですが、すべての子供たちが人間として自分が大切にされていると実感できる学校をつくってこそ子供の中に互いの人格を尊重する態度が生まれて、本当の意味での道徳性も生まれるものと考えますが、この点についてお考えをいただければと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今学力、それから生徒指導とか、これは学習指導と生徒指導は車の両輪と言われているわけですが、それにつきましては川村議員のお話のとおり大変複雑な時代を迎えているのかなと。学力だとか、こういう学力の基礎、基本の問題、それから精神的な問題とか、あるいは携帯電話などに係るいろんな青少年を取り巻く犯罪の問題、それから市民の子供の健全育成に対する心配とか、そういうものが名寄市の中でも川村議員のお話のとおり渦巻いている、そんな状況かなと、こんなことを考えているわけでございます。そういう中で学力については、やはり保護者の願いをしっかりとかなえるような基礎、基本の定着をこれまでも図ってまいりました。名寄市は、これからもやはり基礎、基本をしっかりと定着させる。その中から子供たちがわかったよ

と、こういう喜びを味わうような、そういう教育を進めていきたい。これは、もう大前提でございます。それとあわせて子供たちをどのように健全育成していくか、このことも大きな問題でございます。御案内のとおり例えば児童虐待一つ取り上げましても全国では非常に増加傾向にある。北海道でも18年度と19年度と比べると1.5倍である。しかも、その中で最もふえているのがネグレクトというのでしょうか、子供の面倒を見ない親が非常にふえていると、こういう大きな問題が出ております。こういうことも名寄市でも決して人ごとではない。ですから、こういう保護者への切り込みをどうするのか。それから、もう一つは、子供を取り巻く環境、携帯電話のお話でございます。携帯電話を通してのいじめ、あるいはそれに近いことは実際名寄市でも起きたりしているわけでございます。これらをどういうふうに環境を浄化していくか。ある保護者に言わせると携帯電話のフィルタリングも子供の自主性に任せますなんて、こういう話もあるのです。本当にそれでいいのだろうか。それで、何か起きてしまったら、ではだれが責任とるのかという。そんなのを社会のせいにして、プロバイダーのせいにしてすることではないのであります。そんなことも含めまして、私たちが地域ぐるみで子供をしっかり育てていかなければならない、こんなことを今痛感しております。生徒指導連絡協議会を小中学校で立ち上げたのもそういう大きな願いを込めて立ち上げました。今月は、下旬に早速中学校部会で携帯電話について先生方の研究会を開きます。そういう中で子供たちをどうやって指導していったらいいか、保護者にどうやって切り込んだらいいか、こんなことを研究していきたいなと思っております。そういう意味では、今川村議員のお話のとおり、フィンランドと比較するとか、そういうことではなくて、名寄市としてそういうことを一步一步しっかり進めていきたいと、こんなことを考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 今携帯電話のお話が出されましたけれども、文部科学省がことし1月から3月に行った調査では、学校裏サイト約3万8,000件、その約半数にうざいとかきもいなどと他人を中傷する言葉があつて、その2割が個人を対象とした中傷が確認できたと報告されています。学校裏サイトというのは、大人が探し出すのも容易ではないと言われております。ですから、今教育長がおっしゃったように部会で皆さんと本当に知恵を出し合っていたきたい、そういうふうに思っているところです。さらに、学校では、今学校職員評価制度が導入されて、教職員の皆さんの中でも新たな負担が多くなってきているのではないかと考えています。そんな中で今回の協議会が発足したということで、市内の小中学校の横の連携として強い味方になってもらえるのではないかと、そのように期待をしているところです。さらに、ハートダイヤル、また心の相談室などの相談員の皆さんとも連携を深めて、子供たちにしっかり寄り添っていただきたい。そして、子供たちの心の奥深くに潜む不安や悩みをぜひ受けとめていただきたい。心から願うものです。悪い情報や誘惑、そしてそういうものは少しのすき間をついて本当に子供たちに近づいてきます。そこをしっかりガードできるようにお願いをしたいと思っております。私たち周りの大人も今教育長がおっしゃったように、どうしたら子供たちを犯罪の危険にさらさずに済むのか、また事件に巻き込まさずに済むのか、そういったところも一緒に学んでいきたい、そういうふうに思っています。そのことを発言しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

住んでいてよかったと思えるまち、住民自治、地域自治組織の確立について外2件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 副議長からの御指名をいただきましたので、通告に従って3件について質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、昨日15日、合併前の風連町助役でありました池田和憲氏が逝去されました。私たち住民の福祉向上のために東奔西走の御尽力をいただきました。心からの哀悼の意を表します。

それでは、質問に入ります。初めに、住んでいてよかったと思えるまち、住民自治、地域自治組織の確立についてお尋ねをいたします。

「住民と行政が連携し、ともにつくるまちを目指し、コミュニティー活動の推進、人権尊重に努め、各種計画立案などへの住民参加を拡大する。さらに、地方分権に対応した効果的、効率的な行政運営を進めるとともに、合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み、制度を取り入れ、2市町間の確認事項を踏まえ、地方自治法に基づく地域自治組織（特例区並びに自治区）を導入し、新しい自治の姿を追求する」、これは合併に当たって定められた新市建設計画、第3章、新市の将来の姿、施策の体系（5つの柱）の中で第1番目に出てくる項目の要旨であります。さらに、地域自治組織の導入により分権型の合併を推進し、地域主権の確立を目指し、自治基本条例（仮称）を制定して地域の運営が自立的に営まれる新しい自治の姿を追求していきますと続き、まさに住んでいてよかったと思えるまちを創造する気概と決意とに満ちた文章であります。今合併後2年4カ月が経過し、合併特例区設置で定められた5年間の折り返し地点に差しかかろうとしております。風連地区では、現行の行政区組織から住民自治組織移行に向けての話し合いが続けられており、名寄地区においても合併後6年目以降小学校単位の地域自治区設置に向けて市民との協議が行われているところであり、しかし、風連地区における再編に向けての話し合いは、現在4カ月間とまったままであり、名寄地区においても市長の平成

20年度市政執行方針には地域自治区ならぬ地域連絡協議会の設置を進めていく旨が記載されております。以上の状況下にあつて、風連地区の合併特例区終了後における住民自治組織をどのように描いているのか、行政区再編の進捗状況とあわせてお答えを下さい。

また、名寄地区において現在進められている地域連絡協議会の目指す働きとは何か、有する権能は何か、合併協議の確認事項である地方自治法に基づく地域自治区設置との整合性をどのように図るのか、今までの経過とこれからの見通しもあわせてお答えください。

さらに、平成23年、風連町合併特例区終了後において名寄地区に地域自治区の設置がなされていない場合、風連地区はどのような組織をもって住民自治を進めていくのかについてお尋ねをいたします。

最後に、名寄地区、風連地区双方の住民自治組織が同一制度による同時創設が可能なのかについてもお答えを願います。

2つ目については、地球環境を守るためにできること、レジ袋を考えるについてお尋ねをいたします。6月1日付北海道新聞で、苫小牧市内のスーパー14店が6月からレジ袋の有料化に踏み切ったことが報道されました。もちろん14店もの一斉有料化は道内初とのこと、市内大型店の実施に伴い、苫小牧市がスーパー7社に有料化を提案し、一気に他店にも広がったとあります。一方、同じ北海道新聞紙上で「素朴な疑問～レジ袋は悪者なの？」とのタイトルで4回にわたり流通革命を支え、薄く、強くの進化を遂げてきたこと、再利用がさまざまな場で図られ、リユースの優等生であることなどなどレジ袋の必要性と有益性を伝え、悪者論に対峙するなどまさに今レジ袋がかましい状態であります。現在日本国内では、年間300億枚ものレジ袋を消費しており、これを人口で割ると国民1人当たり年間約300枚使っている計算になり、そのほとんどがごみとして捨

てられている（約60万トン）のようであります。2008年の環境白書では、温室効果ガスの排出を減らす低炭素社会とリサイクルなどで廃棄物を減らす循環型社会の構築をテーマとしており、温暖化対策が進まない国内の現状などを示し、取り組みの加速を促しております。

そこで、今なぜレジ袋を削減しなければならないかというミッション、使命が発生するわけがありますが、1つに石油資源の枯渇であります。レジ袋1枚につき約20ミリリットルの石油を使い、年間計60万キロリットルの原油が消費されています。次に、ごみの増加であります。家庭から出される6.7%がレジ袋ごみとされており、焼却により地球温暖化の原因となるCO₂が排出されることにもなり、さらには山や川、海などに捨てられたレジ袋を野生の動物、魚がのみ込み、窒息する事故も起きているなど、レジ袋にまつわる問題は枚挙にいとまがないほどであります。名寄市と交流協定を締結している東京都杉並区は、平成14年3月、すぎなみ環境目的税（レジ袋税）を創設し、レジ袋の削減に取り組む最先端の自治体として名をはせていることは既に御承知のとおりであります。時まさに環境問題を主要テーマとする北海道洞爺湖サミットの開催を20日後に控え、全国民的課題として地球温暖化対策に向き合わなければならない今、もったいないの精神運動も含めて先進地の取り組みに学びつつ、市民、事業者、行政が三位一体となった参画と協働による実のあるレジ袋削減に向けて行動を起こすべきと考えるものであります。市当局の見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、全員参加の成人式をについてお尋ねをいたします。平成20年1月13日、名寄市成人式が合併後初の統一成人式として246人の新成人が出席し、行われました。新成人の生まれた20年前を振り返ってみますと、1987年4月、国鉄が分割民営化され、JRグループ発足、11月、大韓航空機爆破事件で乗員、

乗客115人死亡、翌88年には2月、第15回冬季オリンピックカナダカルガリー大会で黒岩彰選手銅メダル、3月、長さ世界一の青函トンネル開通、東京ドーム完成など、名寄市関連では道議選で五十嵐勝氏当選、名母トンネル貫通式、風連高等学校校舎改築落成、中名寄小学校改築移転完成、名寄市保健センターオープン、特別養護老人ホームしらかばハイツ完成など、それぞれの歴史がなつかしく思い返されます。

さて、そのように多くの歴史に彩られ、そしてたくさんの人たちの愛情と期待に支えられて20歳を迎え、成人として社会の大海原に飛び立つ人生の大きな節目、それが成人式であり、そのことの持つ意義には極めて大なるものがあります。市選挙管理委員会委員長、及川浩様の新成人に贈る言葉の中で、誕生日、入学式、デートの日、結婚式、長寿の祝いなどのように成人式も大切な記念日として、思い出に残る記念日の一つとして過ごしていただきたいと心から願っていますとその意義の大切さを説いておられます。平成19年度の市内成人式参加対象者は542人で、出席者が246人、出席率が45.4%であります。昨年までのデータを振り返ってみますと、旧名寄市が平成16年から18年まで40%台で推移し、旧風連町の場合は90%台で推移しています。旧風連町は、対象者の出席者をふやすべく、その一つの方法として帰省している対象者がまだ自宅にとどまっている三が日をねらって日取りの設定を行い、それが見事に的中をして90%台という高出席率を見てきたのであります。もちろん成人式は対象者から成る実行委員会形式で行われておりますので、日取りの設定、変更に関し事前の十分な協議と準備とが必要なことは言うまでもありません。一人でも多くの成人の皆様が成人になった自覚を持ち、喜びを感じてもらうために出席率の向上に向けてのあらん限りの知恵を絞り、努力を傾注すべきであります。市担当部局の見解をお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま佐藤議員から大きな項目で3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は生活福祉部長、3点目は教育部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、住んでいてよかったと思えるまち、住民自治、地域自治組織の確立についてということで、風連地区における特例区設置終了後の制度設計についてお答えをさせていただきます。議員御承知のとおり、合併協定書では特例区設置期間終了後は地域自治区を設置する旨規定がされておりますが、名寄地区では時期尚早ということで当面は地域連絡協議会を組織しながら、市民との協働のまちづくりを進めていくこととしております。こうした状況を踏まえて、風連地区が地方自治法に基づく地域自治区で名寄地区が地域連絡協議会ということになりますと、1つの市に2つの制度を設けることになりまして、好ましいことではございませんので、風連地区におきましても当分の間は名寄地区と同様に地域連絡協議会を組織していきたいと考えております。なお、その組織には地域自治区の設置目的であります住民自治の充実を図り、地区住民の意見が行政に反映できる組織とするために今後特例区協議会とも相談をしながら、ルールづくりをしてまいりたいと考えております。

設置に当たって特例区協議会の経験をどう生かすかということですが、このことにつきましては特例区協議会には特例区規約に定められた事務事業を効果的に処理するほか、地域振興に関する事項について審議をし、意見を行政に反映する役割をも担っておりますので、このことを地域連絡協議会設置目的の一つにしたいと考えております。また、合併協定で取り決めた思いを大事にすべきでないかということですが、このことを重く受けとめながら、名寄地区との整合性

を図り、当面は地域連絡協議会を設ける考えでありますので、その組織化に当たっては住民と協働のまちづくりを基本としながら、ルールづくりをしっかりと住民の皆さんに不安を与えないよう地域の意見が十分反映できるシステムを構築してまいりたいと考えております。また、現在進めております行政区からの移行につきましては、地区割りの点で今なお2地区ほどにおいて課題が残されておりまして、特例区協議会で拙速を避けながら協議をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、名寄地区における地方自治法に基づく地域自治区設置のための経過と今後の見通しについてであります。平成16年の地方自治法の改正により地域自治組織制度が創設され、名寄市においても合併協議や総合計画において位置づけされたことは議員御指摘のとおりでございます。地域自治区の創設に当たっては、地域の皆さん、とりわけ町内会の理解と協力が不可欠であり、昨年6月から9月にかけて町内会連合会や地域の町内会と小学校区単位での自治区創設に向けての協議を進めてまいりました。11月から12月にかけてのまちづくり懇談会では、小学校を会場として校区の皆さんとこれからのまちづくりをテーマに意見交換をさせていただいたところでありまして、これまでの協議や意見交換を踏まえ、率直に申しまして行政と自治区の役割分担、スタッフの配置、財源の問題等私どもの準備不足もありまして、時期尚早との判断に至ったところであります。しかしながら、地域における子供たちやお年寄りのサポート、交通安全、防犯、防災対策、地域の環境問題、地域福祉のネットワークなど、広域的な活動や行政への意見、提言、行政からは行政運営にかかわる相談や協議などを行える場の必要性など喫緊の課題もありまして、これらをサポート、解決をしていくために、仮称ではありますが、地域連絡協議会の設置を進めてまいります。地域連絡協議会は、単位町内会の発展と連携、情報交換など

まちづくりの中心的な役割を果たしてきた町内会連合会との連携を基本に、個々の町内会機能は従来のまま残して、小学校区を基本として広域的な範囲でのまちづくり活動や地域の課題、問題等に関して地域住民の意見、要望等を行政に反映させる役割を担っていただきたいと考えております。町内会活動がしっかり機能しているところと単独では活動が難しくなっているところと町内会によっては温度差があり、地域連絡協議会の設置については戸惑いがある町内会もありますが、少子高齢化などによる人口減などの現状を考えますと、地域自治機能の充実においては地域連絡協議会の設置は将来的には地域自治の発展につながるものと考えており、まずは地域での連携を深めてまいりたいと考えております。今後は、小学校区ごとに準備会など設置をして、地域連絡協議会のあり方について協議検討をいただき、設置に向けて推進をしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2点目、地球環境を守るために私たちにできることについてお答えいたします。

レジ袋は、原油を蒸留してできるナフサを原料とし、年間で305億枚使われており、原油に換算すると55万8,000キロリットルに相当すると言われております。名寄市は、平成18年度からごみの減量、資源の抑制対策の一環として名寄消費者協会と連携してレジ袋削減に取り組んでまいりました。消費者協会は、市内大型店を中心に街頭啓発とマイバッグの無料配布によるレジ袋削減運動を推進してまいりました。市は、庁舎に勤務する職員及び保健推進員など各種委員、さらに一部モデル町内会によるマイバッグのモニター調査と実践運動の協力を依頼し、消費者である市民に呼びかけ、運動を展開してまいりました。この地域においては、有料化の動きよりもレジ袋を断る

とスタンプを押していただき、一定の枚数がたまると商品等と交換するエコポイントカード制度を市内3社のスーパーが導入しており、多くの市民も積極的に活用し、レジ袋削減に結びついております。全国的には、一部で行政と大手スーパーが共同でレジ袋の有料化に取り組み、辞退率が20%から80%に拡大した例もあります。しかし、市内では昨年の大型店出店に多くの議論がありましたので、有料化よりマイバッグ運動の推進によるレジ袋削減に努めてきました。レジ袋削減対策は、町内会、行政区にモデル地区を依頼し、環境衛生推進員協議会とも連携し、18年度から本年度を含めて3年間で3,500枚の配布を予定し、各家庭に深く浸透させながら、無駄なレジ袋を断る運動に取り組んでまいります。

環境省が本年4月1日現在で調査した結果によりますと、釧路管内浜中町を初め全国の28自治体がスーパーなど事業者と協定を結び、レジ袋有料化に取り組んでいることが5月3日公表されました。このうち仙台市や神戸市など16自治体の有料化店が行った調査で、買い物客のマイバッグ持参率は有料化前の10%から30%台であったものが80%以上に上昇したと報告されています。有料化の手法は、1つ目は行政と事業者の協定締結を行う富山県や京都市など25自治体、2つ目は条例を制定して有料化を推進する東京都杉並区、3つ目は自治体が事業者に協力を要請し、有料化した浜中町と佐渡市であります。名寄市内のレジ袋辞退率は、名寄消費者協会が3月15日に市内3カ所で調査した結果では平均28%で、全道でも高い数値と認識をしております。本年6月から北海道洞爺湖サミット開催に合わせてイオン系2社とコープさっぽろが苫小牧市と後志管内倶知安町のスーパー14店でレジ袋の有料化がスタートし、レジ袋は1枚5円程度と報道されています。さらに、最近の新聞報道では苫小牧市において雪崩現象のようにスーパー3社が7月からレジ袋を有料化することを決め、実に市内スーパー9社の

うち8社までが有料化に踏み切りました。全国で1,800の市町村がある中で、レジ袋有料化がごくわずかの市町村のみで実施されてきましたが、最近サミットの開催を契機に企業の戦略も大きく変わり、急速に変化してきており、大手スーパーとの協議を進めてまいりたいと考えております。また、使用されたレジ袋の環境に負荷をかけない再資源化も研究してまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、全員参加の成人式をについてお答えいたします。

成人式の取り組みに関して2点の質問がございました。関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。合併いたしましてから初めての名寄地区、風連地区合同の成人式を平成20年1月13日に開催いたしました。参加者は、名寄地区201名で参加率41.6%、風連地区45名で参加率76.3%、全体で246名、参加率45.4%というふうになってございます。風連地区では、平成17年度まで毎年1月3日に開催しておりました。一方、名寄地区では成人の日、1月の第2週目の月曜日の前日の日曜日に成人式を開催しておりました。参加した成人が翌月曜日の成人の日もゆっくりした時間が持てるようにと配慮してきたところでございます。こうしたことから、今年度からの合同成人式はこの成人の日の前日に開催させていただきました。これまでも成人式は、新たに大人社会の一員となる新成人がこれまではぐくんでくれた人々に感謝し、成人となることの社会的責任を自覚して、大人としての行動をとっていくための転換点となるよう期待し、開催してございます。また、未来に向かってたくましく生きていこうとする新成人を市民が祝い、励ます場として成人式を開催しており、新成人の代表7名で構成された実行委員会が主体となり、式典及び祝賀会を運営していただいているところでございます。ことしの成人式終了後の実行委員会でも成人式は成人の日の前日の開催で問題なく、

風連地区においても今後定着していくと思うとの意見をいただいておりますが、合同開催1年目では参加率の比較は難しく、次年度以降開催について様子を見ながら開催いたしたく、御理解いただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

初めに、地域自治区に関して何点か質問させていただきますが、今回5年間で終了する風連地区の特例区の今後、それから今名寄地区で進められている地域自治区の設置についてそれぞれ伺いをしたわけですが、風連でやがて折り返し時期を迎えようとしています特例区については、今年の7月25日付のホームページの中でも特例区という地域自治区、地域自治組織の実践は新市が合併後6年目に全市的に設置する地域自治区につながるものであり、これからの新しいまちづくりに欠かせないという小室風連区長のあいさつが載せられておりますが、まさにこのとおりだというふうを考えております。さらに、その中では風連の特例区設置期間終了後は名寄市に設置される地域自治区に移行しますということで書かれておりますが、副市長の御答弁をお聞きしますと今のところ地域自治区の設置は難しいということなのですが、まず今風連地区においても名寄地区で進められている地域連絡協議会を設置しているという方向性のようにありますが、地域連絡協議会と、それから将来目指す地域自治区の可能性、いつの時点を想定して地域連絡協議会から地域自治区に移行しようとしているのか、その点についてお聞きいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 合併協議におきましても、あるいは協定書で表現をされている構想につきましても十分承知をしております、やはり地域自治の本旨にのっとった精神ということはどう

究極の姿であろうと思っております。ただ、地方自治法の制定から61年ほど経過をしております、この間行政にいたしましても、あるいは財政にいたしましてもやはり実態として中央集権がずっと続いている、こういうことがございます。それが国の財政が逼迫をして平成12年の地方分権一括法の制定、それ以降の第1次分権改革、第2次分権改革とつながっているものと思っております、地方におきましても、あるいは地域におきましても総論では理解しつつもずっと中央集権という政治経済体制、財政体制が続いていたということで、各論の部分ではやはりかなり時間のかかる作業になっていくと。これは、去年ずっと市民の皆さんと相談をさせていただいた実感として持っております。それで、それではどうなのかといいますと、先ほど答弁をさせていただいたとおり喫緊の課題がございまして、やはり一つの大きなくくりをつくっていく、こういうことを想定しております、地域連絡協議会が充実をして市民の皆さんの意思が地域自治区となった時点でぜひ移行していきたいと考えております、合併協定の中にも合併後市民の、あるいは市民団体等と十分協議をして合併前の名寄市には小学校区単位の地域自治区をつくと。合併前の風連町に特例区設置終了後の時点において地域自治区をつくと。この精神にも地域の市民の皆さんの意思が第一だと、こういうことの協定でございますので、地域自治区づくりの精神は十分に生かしながら、今後市民の皆さんと十分協議をして進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。なかなか時期については今の時点では難しいようですが、さりとて合併協議の決定協議事項で確約された部分でありますので、その点についても十分の重みというのについては市側も御理解をされているということで理解をさせていただきますが、今現在お話にありました町内会連合会、名寄

市内といいますか、68の町内会がありまして、その総元締めとして町内会連合会が置かれているということではありますが、連合会の働きを見ましてもやはり地域の安心、安全の部分までも担いながら日常活動に励まれているということで、本当に文字どおり地域住民の地域住民による地域住民のための地域自治が行われている見本であるというふうにも私も称賛をいたしております。ただ、そこで心配されるのが今進めようとしています町内会、それから町内会連合会を残しながら、地域連絡協議会を新たに設置していく、その整合性をどのように図っていくのかというのについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 智恵文地区というところがありまして、10の町内会で連絡協議会を形成して、既にここでは実際に実践をしているところでもあります。これらにつきましても、特に地域連絡協議会というこだわりでなくて、このもともとある10を束ねている連合体を生かしていきたいと、こんなふうを考えております。それから、町内会連合会でも今精力的に協議を進めておりますが、町内会連合会さんの主たる役割はそれぞれの単位町内会の連絡調整と、もう一つは町内会さんの研修を主たる目的として活動していただいております、今後は地域連絡協議会の全体のため役的な役割も担っていただくということで現在協議をしております、決して競合することなくそれぞれの持っている機関が有効に機能するように今後進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。本当に町内会、それから町内会連合会の活動を知れば知るほど長い歴史を積み重ねながら、しっかりと地域活動を行っているということを改めて勉強させていただいたわけですが、中尾副市長もおっしゃったとおり、時代の要請、それから地域分権という考え方がさらに鮮明になってきている昨

今でございますので、町内会連合会、それから町内会、市民各層との積極的な話し合いをさらに強めていかなければならないというふうに考えます。

それで、また最初に戻りますが、地域自治区の設置が最終目標であるということについては変わりがない認識を理解させていただきましたが、今市民懇話会のほうで自治基本条例についての話し合いが進められております。そんな中で今中尾副市長のほうから地域自治区の設置については時期的なものは明示できない旨の御答弁をいただいたわけですが、やはりさりとて合併協議の最も重要な部分、それから地域分権、地方自治の根幹をなす部分でもあると。それから、まさに新しい名寄市の新しいまちづくりのこれからのエンジンになっていく組織の部分だというふうに思いますので、時期の明示はあえて求めませんが、自治基本条例の中に地域自治区を設置するという項目が入るかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 現在懇話会の中でも精力的に進めていただいております自治基本条例につきましては、地域自治を担っていく組織の構想がはっきり固まっておられませんので、この条例の中には地域自治のあるべき姿と申しますか、理念なり精神を織り込んで、その後に別の条例でその精神を受けて実際に理念を具現化していくと、こういうことでぜひ進めていきたいと思っております。それで、実際に全国で合併後の自治体が多いのですけれども、やはり特例区なり地域自治区を設けて先行してスタートしているところが何カ所かございました。やはりなかなかうまく機能しないで市民の皆さんの反対にあったりとか、そういう問題が生じまして、改めて立ち返って再度仕切り直しをすると、そういう自治体が多く出てきております。これは、やはり市民の皆さんが自発的に地域づくりはみずからがしていくということが基本で盛り上がらないと、どうしても行政のほうで旗振りをしてなかなか機能しないということ

が一つと、それから地域自治区でありますと職員を配置をして事務所を構えて、そこに協議会を設置をして委員を配置をして、その委員の選任方法であるとか、あるいは協議会の中でどういう運営を協議をしていただくのかとか、一つの自治体のミニ版みたいな感じになっていくのだと思うのです。そうすると、どこの自治体でも今財政難からやっぱりコンパクトなまちづくりといえますか、行政のスリム化も進めている中で、それとの折り合いをどうつけていくのかと。これにつきましては、まだ議会なり市民の皆さんとも十分協議をしていかなければならない課題ととらえておりまして、やはり時間的には幾分かかっていくのかなと、こんなふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今中尾副市長の御答弁をお聞きしていると、随分当初の新しいまちをつくっていくのだという新市建設計画の中でうたわれた意気込み、気概が財政問題を最大の理由として薄まってしまっているという実感を受けました。だからこそ、なお地域連絡協議会を今設置すると。これは、決して否定はいたしません。まず、市民の皆さんとお話し合いを徹底的にして、できるところからやっていくということが現実的であろうというふうには私も理解いたしますが、さりとて今の御答弁を聞けば聞くほど何らかの担保がない限りは将来的に地域自治区の設置は危ぶまれるというふうにしかならないわけですが、その最大の担保となるのはやはり自治基本条例の中に地域自治区の1項目を入れると。これは、決して難しい作業でもなければ、十分に懇話会の皆さんにも御理解をいただけるでしょうし、それから御理解をいただくべく市側も努力をすべきだというふうに思いますが、改めてお伺いいたしますが、自治基本条例に地域自治区の1項目を入れることは不可能なのか、可能なのか、いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 決してトーンダウンを

したとか熱意を失ってということでございませんで、地域自治区の構想はもう依然として持っております。ただ、今の時点でなかなかそこまで一気に結びつかないということでの地域連絡協議会、これは地域自治区に結びつく組織にしたいという思いを込めての今の作業になっております。自治基本条例の中に地域自治区をとということでございますので、懇話会の皆さんに相談をさせていただいて、これは精神として、時期の明示はできないまでも行く行くこういう組織をつくってということで文言に盛り込めるかについてもぜひ市民懇話会の皆さんに協議をしていただきたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 押し問答になってしまったのですが、地方自治法に基づく地域自治区という文言を入れることが合併で目指した新しい名寄市のまちの姿を担保する最後のとりでというふうに私は思うのですが、それ以外将来的に名寄地区、風連地区双方に地域自治区を設置するという部分が時間の経過とともに、それから財政問題も含めてどんどん薄まっていってしまうのではないかと、老婆心かもしれませんが、そういう思いを聞けば聞くほど強く持ってしまうわけですが、私の杞憂でしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 合併協定書に表現をされている地域自治区の理念、あるいは今回佐藤議員から御指摘をいただいたことも十分市民懇話会の中で協議をいただいて、しっかりとした自治基本条例の策定に向けて進めてまいりたいと考えています。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりましたとは言えないのですが、推移を見守りたいと思います。

それから、もう一つ、今進められています地域連絡協議会の中で合併特例協議会的な住民の皆さんによる、代表の皆さんによる運営母体的なもの

がどのように具体的な中身の中で描かれているのか、そのあたりのところをお答えを願います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 特例区協議会につきましては、ちょっと私申しわけないのですけれども、直接的に携わっておりませんので。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 申しわけありません。質問をもう一度繰り返します。

今名寄地区で進めている地域連絡協議会の運営母体として、特例区の中にあつた特例区協議会的な運営母体をどのような形で描こうとしているのか、具体策がありましたら、お答えを願いますという質問ですが、御理解いただけましたか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ちょっと確認をさせていただきますけれども、特例区設置期間終了後の地域自治区にかわる地域連絡協議会をどのように描いているのかということによろしいですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 地域協議会はできませんよね。それを具体的に動かしていく手足となるものが今の風連地区に置かれている、特例区でいえば特例区協議会がございますね。委員の皆さんが重要な案件について御協議をいただいていると。その部分を地域連絡協議会の中ではどのように描いているのかという質問なのですが。組織ができて、その中身をどういうことで描いているのかということなのですが、中身がありましたらお答えを願いますということです。

○副議長（熊谷吉正議員） 小室副市長。

○副市長（中尾裕二君） 風連の特例区をモデルとした考え方、今一つの案として提示されたのかなど、このような思いをして聞いております。御案内のとおり、特例区の事業としてはそれぞれのきちとした分野を持ちながらやってきていると。それが地域の連絡協議会の中で保てるのかどうかというものも含めた考え方かなと思いますが、や

はりこれから風連の特例区の後は何とか今のいいところ、そして改善センター等も含めた連絡協議会に風連のほうはしていきたいなど、このような考えしておりますし、またそのことが名寄全体の協議会につながってくるのかなど、このような思いをしているところでございます。ただ、今のところいろんな時期尚早ということでおくれておりますけれども、風連のほうは先に立ちましてこの論議を進めておりますが、その中でもやはり長い歴史を持ちながら、区の行政をやってきたということからすると、非常にまだまだ課題がいっぱいあるわけでございます。そして、一つの風連区とした場合にどうあるべきなのかという特例区の考え方のあり方と見比べながら、そして住民の意見がよそのほうに伝わるようなことを考えております。そういったことをこれからさらに名寄地区も含めて一本化した考え方の中で一つにしていきたいということに今それぞれ考えているところでございますので、御理解いただきたいなど、このように思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） この問題については、最後に市長に地域自治区に関する今後の設置に対する見通し並びに決意についてお答えを願います。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市民の皆さんが自立した感覚で分権時代どのような地域で生活をするかと、このことが制度の設計の中では、合併を機に特例区というような制度ができました。さらに、合併をしないという表現は適当ではないのですが、地域自治区という制度設計が出てきたものであります。私は、旧名寄市の町内会連合会も長い時間をかけて行政区等の時代から町内会に変更して、まさに住民の力によって制度を練り上げてきたと、こんなふうに押さえておまして、合併協議会の中で風連が合併特例区という制度を適用して、旧風連地区の自治をしっかりと活発につないでいこうという意気込みと、それでは旧名寄市はどうす

るのかと、こういう議論の対比する中で地域自治区ということの方向づけをしたところでございませぬ。この間2年間、3年間近く、特に町内会の皆さん方との対話を続けておりますけれども、地域自治区に対するイメージをどうしてもしっかりと皆さん共通認識を持っていただけないと、そういうのが続いているわけでございます。そこで、小学校区単位で私どももまちづくり懇談会等も含めて設定をする中で、この区域での共通課題、まちづくりについて語りましょうと、このようなことに取り組んでおりますが、その中で特徴的に出ておりますのは少子化問題、高齢化問題における地域の結びつきの希薄さということが非常に特徴的に出てまいりました。これは、これからの社会も含めて自治体の行政サービスだけでこれができるものではないと。やはりそこに住まいする皆さんがお互いに目を配らせながら、高齢者、弱者をしっかりと手助けしていこうと、あるいは子供たちを見守りしていこうと、その組織をつくるのですと、こういうことで現在副市長のほうから答弁をさせていただきました連絡協議会をつくっていこうと。ですから、私は連絡協議会が発展をして地域自治区という形に早晩は当然結びつけていかねばなりませんし、結びついてくると、そのように自信を持っております。

たまたま智恵文地区の例を報告をさせていただきました。52年前に合併をして、その地区の自治というものは熱心に地区の皆さん方、今町内会組織になっておりますけれども、連絡協議会という形をつくって地域の課題等について行政に直接働きかけをする、あるいは私どもも毎年出向いてまちづくりの懇談会を続けるというようなことでの住民自治というものの働きを促してきておりますので、私はそうした意味では風連特例区の後組織についても同じようにそうした現在の協議会、これが継続をする形でしっかりと地域の自治が高まる、そういう取り組みにつながろうと、こういうふうに期待をしておりますし、私どももそのこ

とについてはこれからもしっかりと追求をして努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。何はともあれ市民の皆さんの御理解をいただければ一歩も前に進むことができない地域自治区でございますので、私は今市長のおっしゃった地域自治区に対する強い思い、考え方、それからもう一点は繰り返しになりますが、自治基本条例の中でやはり地域連絡協議会を発展的にやがては地域自治区に移行していくという明確な文言を繰り返し入れるべきだというふうに強く求めて、この問題についての質問を終わります。

レジ袋を考えるの問題なのですが、私は決して有料化推進論者でも何者でもありません。北海道新聞でも書かれていたとおり、ナフサは石油の精製過程に出るものであって、例えばレジ袋に使わなければほかの国でほかのものに使用されるか、結局は排出されるCO₂も含めての汚染物質はさほど変わらないということについてもなるほどなというふうな思いで記事を読んでいたわけですが、そんなことで今部長のお話にもありましたとおり、市内の大型店がポイント制を推進していると。あるお店の実例をお聞きしますと、ポイントカード20個押すカードがあるのですが、5月1カ月間で400枚出たと。ということは、8,000枚のレジ袋が削減されているということですので、目的は有料化をすることではなくて削減すること、それから無駄をなくすことですので、私が求めるのは参画と協働という書き方をしましたが、市側が積極的にそういったことも含めて、個店も含めて行政としてレジ袋の削減に向けて動くことについてどのようにお考えか、そのことについてお答えを下さい。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） レジ袋削減の問題につきましては、一番有効な手だてにつきま

しては有料化だというふうに理解をしています。有料化をする前には、少なくとも市民の方々にとできるだけ多くマイバッグを利用してもらえる体制をどう構築できるかというふうに考えておりました、18年からは先ほど言いましたように消費者協会と連携をしましての対応と考えています。ただ、コンビニ業界とスーパー業界で若干レジ袋に対する考え方違う点もありますが、一番大量に出てきておりますスーパーの関係につきましては、今後レジ袋削減の関係につきましてこちらのほうから積極的に協議を申し入れて進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） この議場にも消費者協会の会長が2名いらっしゃいますので、行政、市民手を携えて資源の有効利用、それから無駄をなくす取り組みについて積極的な市側の働きに期待を申し上げます。

最後に、成人式について考えるであります、今数字の提示もございましたが、旧風連町が90%台、それから旧名寄市が40%台と。これにはいろんな理由があることは私も理解をしておりますが、三が日の中で設定することによって職員の皆さんに大変な思いがかかることは理解はしているわけですが、やはり一人でも多くの方に感動、感激を味わっていただくということが究極の目的でありますので、そこは実行委員会の皆さんとよくよく話し合っておく必要があるというふうに考えております。

この数字で特徴的なことをもう一点挙げてみますが、住民基本台帳にない方が18年度名寄市の中では100%出席されているのです。これは、18年は7日に行われているわけですが、大学あるいは就職で名寄に来ている方が帰省から戻ってきて名寄市で行われている成人式に出席をしていると。20年につきましてもやはり98%の住民基本台帳、住民票のない方が出席されていると。これは、名寄市に住民票のある方の出席は20年

1月13日の場合は37%なのですが、ない方は98%出席しているということなので、これを始めるとそういう方々がまだそれぞれの出身地のほうに、実家のほうに戻っていますので、出席できるのかなという不安も逆にあるわけですが、これがやはり名寄市の特徴的な部分かなというふうに思います。風連についても去年の90%からことしは70%台に落ちたということも含めて、今後三が日に設定する可能性があるかないか改めてお聞きをして、私の質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今数字を述べられておまして、そのとおりなのですけれども、基本的に成人式は住民登録がある方に案内をしているということなのですけれども、従来から名寄にいて、何らかの形で外へ出ているといった部分で、名寄でぜひ成人式を迎えたいという方が来ますけれども、そういう方には再度案内をするということで、非常に高い出席率になるというふうに思っております。1月3日の三が日にかけての開催ということなのですけれども、これについては非常に重たい部分がございます。というのは、名寄地区においては三が日において美容院さんが12月31日から3日まではほとんど全部お休みということでありまして、それに女性の方が参加をするという部分の中では非常に厳しい状況であると。従来風連でやってきた部分の中では、1月3日にやりたいのだけれども、どうですかといったときに、そこでは美容院さんがあけてくれたといったような状況がありますので、ちょっと地域的な状況もございまして、1月3日というのがどうなるのか、今後研究していきたいなというふうに思っています。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時01分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康なよろ21について外2件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1点目、健康なよろ21についてお尋ねいたします。急速な高齢化や生活習慣病の増加に伴い、医療費や介護費の負担が社会問題となっております。国は、平成12年3月に国民の健康づくり運動として健康日本21を策定し、生活習慣を改善することにより健康を増進し、健康寿命を延ばしていくことが重要としました。平成14年には健康増進法が制定され、平成15年より施行されております。名寄市もその趣旨により一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持って取り組むことが重要であり、一人一人が主役となり、みんなで支える健康づくりの実現に向け、健康なよろ21を計画を策定いたしましたわけです。名寄市は、健康都市宣言をしております。豊かな自然の中で健康で明るい幸せが続くことは、市民の共通の願いです。心と体の健康は、幸せと生きがいの源であり、市民一人一人がスポーツ、文化、自然に親しみ、さらなる健康づくりを推進するために健康都市宣言をしております。まさにこの健康なよろ21、名寄市健康増進計画は宣言のかなめとなる主張であると思っております。

そこで、お尋ねいたします。本年4月に健康なよろ21のダイジェスト版の市民配布、そして広報6月号においてもPRに努めていますが、市民がどこまで理解しているのかを行政としてどうとらえているのかお知らせください。そして、さらなる住民周知についてお考えがあればお知らせください。

この計画は、7つの柱、食生活、運動、心の健康、歯、たばこ、アルコール、生活習慣病を柱に

しております。住民が自分でできること、地域でできること、そして行政ができることとして目標を定め、平成20年から24年までを計画期間としております。計画実現のためにも進行管理が必要であると考えております。この進行管理に対する考え方をお知らせください。

さらに、特定健診との関連で、保健指導で予防体制を強化していくということがうたわれております。特定健診のPRとともに健康なよろ21の周知についてもタグを組んで行うことも重要であると思いますので、この点についても見解を求めておきます。

2点目、学校教育についてお尋ねいたします。まず、全国の体力テストについてですが、昨年の末NHKで、子供の体力が危ないというドキュメントの放送がなされました。真っすぐ走れない、跳ぶことができない、ボールを投げることができないという非常にショッキングな内容でございました。名寄市においては、名寄の児童の体力をどう押さえているかお知らせください。また、本年からすべての小学5年生と中学2年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行うとのことですが、名寄市としてはその対応についてどう考えているのかをお知らせいただきたいと思ます。

次に、学校図書についてですが、平成19年の監査報告において学校図書利用について小学校、中学校において読書活動を通じて読解力など総合的な学習向上と望ましい学習習慣を身につけることが重要であり、そのための学習環境としての学校図書の充実が必要であると報告がなされました。その報告の中の充足率を見ますと、各学校には数十万円ずつ図書予算がついているわけですが、この充足率を見ますとその学校において非常に大きな差が見受けられます。名寄小学校41.1%、多いところで名寄西小学校89.3%、中学校においては名寄中学校89.1%に対して名寄東中学校では37.2%、学校においてこれだけ大きな差がござ

います。この学校図書について名寄市としてはどのようにお考えになっているのかをお知らせいただきたいと思ます。

次に、道路改正法の変更に伴い、自転車のルール変更への対応についてお尋ねします。6月1日より道路交通法が数点にわたり変更になりました。その中で子供や老人の道路通行の場所が歩道になったりだとか、いろいろなことが変更になっておりますが、今回は努力義務である子供のヘルメットの着用についてお尋ねしたいと思ます。小学校の風連地区、名寄地区においての自転車通学のヘルメット着用の現状についてお知らせ願いたいと思ます。

また、今後の6月1日から努力目標とはいえ、法律でヘルメットをかぶりなさいということになり、私も小学4年生の娘がいますので、一応ヘルメットは買ってまいりました。しかし、現実としてなかなか放課後学校から帰ってきてヘルメットを着用して乗ってくれない、こういう現実があります。しかし、学校の中で先生にやっぱりヘルメットかぶったほうが安全だよという、親の言うことは聞かなくても先生の言うことは帰ってきてきょう言われたからヘルメットかぶっていくわというようなこともございますので、子供の自転車事故における脳の挫傷における事故というのが非常に多いのも現実ですので、道路交通法の大きな改正でシートベルトの着用が義務づけられたとき、なかなか最初は今までなかったものをつけるという習慣がなくてしばらくの間は装着率が悪かったのですが、今ではシートベルトはもう当たり前前に九十数%の方がつけております。学校の教育の現場でもそういった点を指導することによりヘルメットをかぶることが当たり前になれば、子供たちの交通上の安全を守る一歩になるのではないかと思ますので、その点の見解をお知らせください。

次に、スキー授業についてです。旧風連町と名寄市の合併に伴いまして、市技スキーというのが取り外されました。しかし、この自然の恵みであ

る寒さと雪の中、名寄市、風連町ともにスキーの授業、この地で育った以上、スキーに親しんで授業を体力強化につなげるという考え方は変わらないと思います。そこで、名寄市の今後のスキー授業の取り組みに対する考えに変わりはないことを確認させていただきたいと思います。

また、歩くスキーは市技スキーの基本であります。まごころ国体、そしてサンピラー国体と名寄市は大きな大会を全国にPRしております。この歩くスキーの授業での取り組みについての考え方もお知らせさせていただきたいと思います。事務事業評価の中では、この歩くスキーというものが非常に低評価でありまして、今学校の中でももう国体のときに買ったスキーですから相当傷んできているのも事実です。それを全市的にやりくりしてその授業ができるのか、さらにスキーというのは身長に応じての用具が必要でありますので、そこら辺も踏まえ、市技スキーがあった名寄市として歩くスキーも今後取り組んでいくのであれば、順序立てたスキーの補充ということも考えていかななくてはならないと思いますが、その点についてのお考えをお知らせください。

そして、続きまして授業改正プラン及び学習指導要領の変更への対応についてお尋ねしたいと思います。昨年行われました学力テストの結果を踏まえ、北海道は非常に残念ながら順位が低かった。いつも言いますように順位とか点数ではなくて、基本の教育が十分みんなに行き渡っていれば問題ないと私は思っております。名寄市の評価につきましても情報というのは学校、大まかなところでしか出てきませんが、そのことを踏まえ、名寄市は指導改善プランというのを立てて、その結果を早急な取り組みをしていただいたことは評価させていただきますが、やはりこのプランに対して名寄市は学力テストの調査結果を踏まえ、毎年プランを改善していくが、現在はプランを通して子供の総合的学習向上に取り組んでいるということをお述べておりますが、この学習プランというのは私

は毎年変える必要があるのかどうかというのが疑問であります。やはり学習というのは長期的視野に立って、その弱い部分を補っていくということですので、点数をとるためのその都度、その都度要領的な改革というのには私は納得できませんが、この学習指導プランがどのように今現在実施され、学習意欲が一層高まっているということになってはいますが、どのように効果があったのかお知らせさせていただきたいと思います。

それと、学習指導要領の変更への対応なのですが、平成23年度から新しい学習指導要領が変わります。その間の移行期間あと3年間あるわけですが、その3年間のスケジュールといたしますか、どのように取り組んでいくのか。例えば円周率、今までは学習指導要領の変更で3だったのがまた今回3.14に戻す。それと、社会科であれば各都道府県であるとか世界を今まで小学校では教えていないのです。それを今度小学校で教えることになった。それを学んでいない子供たちはどこで学ぶのか。前の学習指導要領であったから、高校の試験にはそれに合わせて出ないよというのではなくて、やはりしっかりと子供の教育ということに対する名寄市の取り組みについてお知らせさせていただきたいなと思います。

最後になります。救急車の利用の状況についてお尋ねいたします。全国的にここ10年間で救急車の出動は337万件から523万件へと増加しております。これをもっと具体的に言いますと、国民26人に1人が利用して、1日平均1万4,300件、6秒に1回出動しているという数字になります。救急車の利用は、災害により生じた事故による疾病者、野外利用あるいは公共の出入りする場所で生じた事故による疾病者、屋内で生じた事故、または生命に危険を及ぼし、あるいは著しく悪化するおそれがある症状を示す疾病で、医療機関などへの迅速に搬送するための適当な手段がない場合が利用できるとされております。少なくとも不適切利用の救急車を呼んだ理由の主なもの

には、夜間、休日で診療時間外だった。どこの病院へ行けばいいのかわからなかった。救急車でいったほうが優先的に見てくれると思った。交通手段がなかった。救急車は無料だからという理由が主だそうです。また、頻繁に救急車を要請する利用者の実態は全国で年5回以上はもとより年10回以上、50回以上というのも数百人いて、最高は1人で年72回救急車を呼んだということもあります。名寄市においては、医療年報、救急年報を見ましても風連町と合併して1,000件前後、1日平均約3件の出動となっていますが、名寄市においてはこの不適切利用の実態があるののかお知らせいただきたいと思えます。

次に、トリアージ、これは患者の選別という考え方です。これでは、名寄消防署の取り組みをお尋ねしてまいりたいと思えます。6月8日に起こりました秋葉原の無差別殺人事件、驚きとともになぜこういうことが起きたのかと、さらにわけもわからなく刺されたり、ひかれてなくなった人のことを思うと本当に残念でなりません。テレビの報道の中で、今回の救急搬送はトリアージにおける搬送が行われたとありました。やはり名寄市においてもトリアージに対する患者の選別といえますか、5段階あるわけですが、重症度、さらに軽症の見分けをしっかりと訓練しているとは思いますが、こういったことに対する名寄市の取り組みをどう行っているのかお知らせいただきたいと思えます。

また、救急車を要請した場合のトリアージについての考え方もありましたら、市民の命を守るということですから、救急車を呼ばれてその重症度、軽症度を判断するのはやはりお医者さんという形になりますが、救急救命士または消防署のあれでどれだけのことができるのかわかりましたら、お知らせ願いたいと思えます。

最後に、市立病院を退院して地方の病院や介護室への転院についてお尋ねいたしたいと思えます。5年前にこの件について質問の際には、今後の課

題であるということでしたが、その後の現状をお尋ねいたしまして、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま岩木議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。3点目は私から、1点目は福祉事務所長、2点目は教育部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

救急車利用の現状について3点にわたりお尋ねをいただきました。初めに、救急車の不適切利用についてであります。消防署といたしましては救急車の要請があれば出動することにいたしております。通報時の内容で傷病者の態様を判断することは難しく、また危険だと考えております。平成18年は、搬送人員1,066人中、約5割の543人、平成19年は970人中、同じく約5割の481人が入院加療の必要がない軽症でありましたが、この軽症者がすべて救急車の必要がなく、自力で病院の診察を受けられるかは消防としては判断がつかねるところでございます。病名、重症、軽症の判断はあくまで医師の裁量でありまして、住民が不適切に救急車を呼んでいるかは消防としては判断のできないところでもあります。しかし、少数ではあります。明らかに自力で病院へ行ける場合も実際にはございますので、救急講習等の機会を利用して救急車の適正利用をお願いしているところでありますし、今後も周知方努めてまいりたいと考えております。

次に、トリアージの考え方ですが、お尋ねの趣旨は多数の傷病者が発生した際のトリアージではなくて、通報時に傷病者の様態を聴取、判断して救急出動の要否を選別することだと受けとめさせていただきましたが、大都市の消防では既に導入あるいは導入の方向で検討をされております。これら大都市では、通信司令室に専門員が常駐をし、指示ができる体制をとり、また民間の救急搬送事業者を活用して取り組んでおります。し

かし、当市では民間救急もなく、専門員の常駐についても非常に難しい状況です。現在名寄地区に2台、風連地区に1台の救急車を配置して運用しておりますが、年間総救急出動件数から見ましても通報時のトリアージは現時点では考えておりません。退院搬送についてもお尋ねをいただきました。実際には、退院搬送ではなく、転院搬送であると認識をしておりますが、名寄市立総合病院がセンター病院の役割を担っております、他市町村から多数の傷病者が搬送されてきます。このような状況の中、名寄市立総合病院から患者の症状が安定した場合に地方の病院へ搬送するために名寄消防署に搬送依頼がありますが、あくまでも病院間の搬送でありまして、搬送時には医師や看護師の同乗を義務づけております。この地方には、民間の救急搬送事業者等がないことから、他に搬送手段もなく、また寝台、酸素吸入等の必要性を考えますと、救急車により対応せざるを得ないのが現状であります。なお、この種のいわゆる下り搬送は平成18年で19件、平成19年で12件でありました。市外への搬送費用の負担等につきましては、全道、全国的な状況を調査研究させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目1点目の健康なよろ21についてお答えをさせていただきます。

1つ目の住民周知の対策についてであります。生活習慣の見直しや改善を図り、積極的に健康を増進していくために市民一人一人が主体的に取り組める健康づくりとそれを支援するための環境づくりを目指して、平成20年3月に健康なよろ21計画を策定いたしました。この計画の基本的な考え方を踏まえ、効果的な健康づくりを推進していくために、市民一人一人が自分でできること、地域ができること、行政ができることなど3者が力を合わせて健康づくりを市民運動として盛り上

げられるよう身近にできる具体的な取り組みについて盛り込みをしたところでございます。今年度は、計画スタートの年となり、広く市民に周知をしていくためにダイジェスト版を作成し、4月には全戸配布をしてきたところでございます。また、市広報やホームページを活用し、健康づくり実践例などを継続的に掲載していきたいと考えております。さらに、この計画をより実効性のあるものにしていくために具体的な実践例とし、この計画を策定するに当たり若い子育て中の親の会からしゅんの食材を使った料理方法を知りたい、親子で参加できる託児つきの料理教室を開催してほしいとの要望が聞かれ、その声にこたえる形で地域ができることとして食生活推進員による親子料理教室の開催など、新たな事業にも取り組んでいるところでございます。こうした実践を積み上げ、広げていくことがこの計画を推進していく上で重要と考えております。今後も各団体の御協力をいただきながら、健康に関する情報提供や市民周知を図り、健康づくりの実践に努めてまいります。

次に、2点目の進行管理のあり方についてでございますが、この計画は市民参画を基本に名寄市保健医療福祉推進協議会に保健医療部会を設け、策定してまいりました。その中では、市民アンケート調査を実施し、市民の生活習慣の実態をライフステージごとに把握してまいりました。さらに、多くの市民の皆さんと健康に関する情報交換や名寄市の健康課題について共有していくことが重要と考え、幾つかの市民グループと健康に関する座談会も開催し、その貴重な意見や名寄市の現状をもとにライフステージごとの健康課題を整理し、協議を積み重ねてまいりました。また、市民の生活習慣の実態をもとに食生活、運動、心の健康、たばこ、アルコール、歯の健康の6つの領域と健診状況など生活習慣病予防に向けた目標とその数値を具体的に挙げ、計画書を組み立てたところでございます。この計画は、平成24年度までの5カ年の計画期間となっており、生活習慣の見直し、

改善に向けて5年後の評価が求められるものであります。このため毎年度計画の進行管理が必要と考え、これまでの保健医療部会を健康づくり推進連絡会と名称を改め、目標数値として挙げられている健診状況など事業として実施してきているものについては進捗状況を、さらに計画の具体的な実践についても報告、協議の場を設けていくなど進行管理に努めてまいります。

3点目の特定健診との連携について申し上げます。健康なよろ21では、生活習慣の見直しや改善を行うことで健康を増進し、生活習慣病の予防への対応を重視しております。このため健診を活用し、自分の体の状態を知り、自分に合った生活の改善や工夫により生活習慣病予防に取り組んでいくことが重要と考えます。健康なよろ21計画の大きな目標にも挙げております予防可能なメタボリックシンドロームに着目された特定健診が本年度からスタートしますが、この計画を有効に活用しながら、市民が健康に関心を持ち、さらに特定健診につなげていけるよう生活習慣病の予防や健康づくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、学校教育についてお答えをいたします。

初めに、全国体力テストの考え方と取り組みの現状についてお答えをいたします。文部科学省では、同種の調査としてはこれまでも子供から大人までを対象にした新体力テストを毎年実施しております。しかし、年齢層ごとの運動能力などデータの変化を調べることはできても、変化や原因、改善方策の検討まではできていない状況でありました。その一方で、子供の体力や運動能力は過去の同世代と比較し、体格は大きくなっていますが、運動能力は低下している現状となっております。今年度から毎年実施することになった全国体力テストは、体力、運動能力8種目に加え、生活習慣、食習慣、運動習慣などのアンケートや各学校にお

ける体育行事、部活動の状況、外部指導者の導入状況や施設設備状況なども調査し、児童生徒一人一人の体力、運動能力の向上を図るものであります。今回の調査期間は、4月から7月までに実施するもので、今年度名寄市では小学校6校、中学校5校の11校が実施することとしており、来年度以降は全小中学校が実施することとしております。

次に、学校図書についてお答えをいたします。平成19年度から文部科学省の新施策として新学校図書館図書整備5か年計画がスタートし、読書活動の推進や言語力の涵養を図ることとしております。名寄市では、学校図書の充実が必要との認識のもと予算化を図り、平成19年度では小学校が58.6%、中学校では62.8%の充足率であります。各学校では、毎年廃棄される図書の更新や児童生徒のニーズに合った図書の購入も大事なことでありますので、今後は必要な図書について各学校との協議を行い、対応を図ってまいります。

次に、自転車のルール変更への対応についてお答えをいたします。平成20年6月1日から自転車を利用する場合、児童のヘルメット着用が努力義務となりました。各学校の自転車による通学については、名寄地区で南小学校、智恵文小学校、風連地区で全小学校4校の6校が許可しております。南小学校と智恵文小学校、風連中央小学校では、通学距離が2キロ以上あり、保護者の同意が許可の条件となります。それ以外の小学校では、特に許可の条件は定めていない状況であります。現在自転車通学の許可等を受けている児童は、全体で62名となっております。また、ヘルメットの着用については全員着用としており、学校で貸し出しをしているのは4校、保護者負担は2校となっております。今後は、通学ばかりでなく、それ以外でのヘルメット着用についても各学校や関係機関と協力しながら、周知徹底を図ってまいります。

次に、スキー授業についてお答えをいたします。

名寄市は、アルペン、ノルディックともスキーにかかわる施設は十分な整備がされており、各学校では10時間から12時間の範囲で授業を行っております。また、少年団活動においてもクロスカントリーやアルペンなど大勢の児童生徒が参加し、活動しております。今後においても児童生徒のスキー活動について各学校と協力し、支援をしてまいりたいと考えております。

また、歩くスキーについてであります。名寄地区の小中学校に約1,000台を配置し、全体で年間約240時間の授業を実施しております。今後も授業を含め、活用を図るよう指導してまいります。老朽化している歩くスキーや修繕を要するものについては、各学校の教材予算や教育振興予算の中で補充、修理を図ってまいります。

なお、先ほど事務事業評価の話もございましたけれども、平成15年の事務事業評価の中で小学校、中学校ともCランクということでありましたけれども、全体的な評価の中で小学校についてはB、中学校についてはDランクということで、小学校については今後とも継続ということでの考えを持ってございます。

次に、指導改善プラン及び学習指導要領の変更への対応についてお答えをいたします。指導改善プランにつきましては、昨年度における全国学力・学習状況調査の結果を受けて名寄市教育研究所内に設置されました全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会が市内小中学校児童生徒の学力向上を目指して8つの観点とその事業事例集から成る授業改善策を示したものであります。具体的な内容を3点挙げますと、1点目として読書活動の充実では、市内すべての小中学校で朝読書を行っており、読書を通じて読解力や物の見方、考え方を育成し、語彙力をふやすことなどを大きな目標としてございます。2点目ですが、指導方法の工夫改善では、少人数指導やチームティーチングによる指導方法を工夫し、児童生徒一人一人に対応したきめ細かな指導を充実することを通し

て基礎的、基本的な知識や技能、学び方の定着を図ることとしております。3点目ですが、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善では、自主的に家庭学習に取り組むために計画を立てたり、自己点検を行うことで進んで学習する意欲を育てることとしております。一例を挙げますと、風連中学校では脳活タイムの名称で家庭学習の仕方を具体的に提示し、各自に計画表を作成させ、家庭での学習に積極的に取り組ませるようにして効果を上げていくところであります。このように各学校が自校の状況に応じて8つの視点を切り口として児童生徒の学力向上に向け取り組みを進めております。今年度におきましても9月に予定をされております全国学力・学習状況調査の結果を受けて同プランの改善を図り、指導の質を高めてまいりたいと考えております。

次に、学習指導要領の変更への対応ということでございます。新しい学習指導要領につきましては、小学校では平成21年、22年が、中学校では21年から23年が移行期間となります。この期間の具体的な取り組みの内容については、現在文部科学省が移行措置の概要案を示しております。この案によりますと、可能なものは先行実施してよいとなっており、21年度には小学校で各学年週1こまの増加、低学年での体育授業の増や5、6年生での外国語活動の実施が可能になります。今後この案に基づいた各種説明会が開催され、各学校においては具体的な学習内容を記載した教育課程の編成がなされていくこととなります。お尋ねにありました小学校社会科における47都道府県の名称と位置の指導につきましては、移行措置の案では21年度から3、4年生で指導することとなり、21年度の5、6年生については移行措置の3年間に中学校1年で現行学習指導要領にあります都道府県の構成と地域区分の中で指導されることとなります。算数における円周率3.14については、平成15年度における学習指導要領の一部改正の折に指導が可能となっており、

現行5年生の算数教科書の中で既に3.14として指導してきております。学校教育において学習指導要領の改訂は、子供たちの学習活動に直結する事柄でありますので、移行措置等を含め、遺漏なく各学校が対応していけるよう今後とも指導してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、引き続き再質問させていただきます。

まず、健康なよろ21についてですが、一般質問の初日、佐藤靖議員から総合計画に伴いまして22の計画が出ています。やはりこの周知というものがいかに大切であるか、住民にそれだけのことを知っていただくことをまずスタートに置かなくてはならないと思うわけであります。基本的に広報であるとか、新聞紙上であるとか、あとはFMで流す、それだけでどれだけ、今回は広報の質問でないの、何とも言えないのですが、周知、PRできるのかと思うと非常に理解ができないところなのですが、私はこういった一生懸命やったことでもそれほど周知が行き渡っていないのが現状ではないかなと思っております。せっかく名寄は、お年寄りのパークゴルフを初め非常に多くの方が健康に理解をし、いろいろ活動し、頑張っているのはわかりますが、やはり何事にもスタートが大切でありまして、5年間の計画をしっかりと実行するためには住民の皆さんにどれだけこれを理解して協力していただけるか、ましてたばこ、お酒と言われますと非常に私どもつらいところがありますので、そういったところも含めた健康管理ということでございますので、周知はもっともっというんな案をやってでも積極的に行っていくべきだと思います。

また、今行政としてできることということで、いろんな食のことであるとか案は出されましたが、私は個人、住民にできることに対してもっと具体的な施策を示してあげるべきだと思います。これ

から5年間で結果としてこうなりましたよではこの計画は全く生きないわけですから、やはり3カ月、6カ月で住民が記録できるような一覧表をつくって配布するであるとか、本当に何かできる、個人に対して、住民に対してやったことが残るような記録ノートみたいな感じであってもいいですが、そういったことでこの健康なよろ21ということに対する理解が深まり、そのことが健康の増進につながるのではないかなと思います。今名寄市民の方にこれ健康なよろ21って御存じですかと例えばアンケートをとったら、本当に少ない数字が出てくるのではないかなと思っておりますので、その点の市民ができることということの具体的施策についての考え方と、やはり私は進行管理、これが一番大切だと思っています。スタートして1年、2年何もしないで、5年後にこの結果がこうでしたということにならないためにも、やはりどこかで決めてしっかりと市民意識の変化であるとか、実施状況であるとか、そういったことをしっかりとチェックする必要があると思いますので、その件につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今回の計画につきましては、昨年の5月に市民アンケートを実施させていただきました。その結果をもとに策定をしたところでございます。人数としては1,000件程度でございましたけれども、私どものアンケートの集約としては少なくない数だというふうに思っております。これらをベースにいたしまして、ことしの4月に計画のダイジェスト版を全戸配布をしたところでございますけれども、それだけでも足りないということで、広報だとかホームページ等を使ってPRに努めているところでございますが、議員の御提言にありましたようにもっとさらに具体的なものでこの計画を周知すべきだということでございますので、今いただきました御提案についてもこの議会自体も職員がほとんど見ていると思ひまして、担当の者は特に注目をもって

見ていると思いますので、議員の熱意もストレートに伝わっているのではないかと思います。できるものにつきましては、よく相談しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

進行管理でございますが、現実的には5年後の目標数値を現状より10%改善するというところでこの計画のベースができております。そういった中では、進行管理につきましては先ほど従前の部会をこの進行管理をする組織に改めて見ていこうとしているわけでございますが、内容につきましてはその時点で評価できるものにつきましては改めて先ほど言いました広報なりホームページ等を通じまして区切り、区切りのものについては発表して、皆さんに努力目標として設定できるように、周知が図れるようにまた努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ソフト的なことですので、行政の方の皆さんの知恵を出し合えばきっと住民にいいことができると思いますので、一つでも二つでも実践できることがございましたら、ぜひ取り組んで市民の健康のために頑張ってくださいと思います。

進行管理、これはしっかりやっけていかないと、本当5年後が進行管理になってしまいますので、そういったことのないように十分注意して見守っていただきたいと思いますと思います。

それでは、次学校教育についてですけれども、まず一番最初の全国体力テストについて、私もこの間東中学校の体育祭、そして西小学校の運動会と見させていただいて、一番わかるのはやっぱり徒競走です。一生懸命走っている姿に感動しますし、遅い速いはあれ名寄市の子供は斜めに走っていく子はいなかったなど。それは確認しております。しかし、教育長にこの点ちょっと1点お尋ねしたいのですが、この体力検査というのは本当に全国各地に必要なものなのか。私は、どっちかというところまでわざわざお金をかけて忙しい時間

の中でまたやるというのはどうも余り納得できない部分もあるのですが、そしてこの体力検査が出たことによってどうするのですか。それでなくても今の子供外へ出ないでゲームだとかいろんなことやる子が多くて、本当体力のある子とない子の、これ私学力以上にギャップがはっきりと出てくる結果があらわれる可能性があると思うのです。そのときに学校側としてはそれではいけないと。体力のない子たちの体力アップを図るようなことまでこれやっていくのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほど岩木議員のお話のように、今児童生徒は体位は向上傾向にあるが、体力についてはやや下降傾向にあると。このことは、文科省自体も大変重く見て、そして全国の実態はどうなっているか、まずそのことをしっかりと把握するというのが、今までは抽出でございました。それを悉皆調査として実態をしっかりと把握するというのが大きな目的であります。そして、そのねらいは、小学校5年生と中学校2年生なわけではありますが、具体的に子供たちの体力を測定するとあわせて、もう一つは質の調査がございまして、そしてその中で児童生徒の生活習慣とか、あるいは食習慣、それから運動習慣などについても実態を把握したいと。この辺が私はむしろ大きなポイントではないかなと思うのであります。そういうことをしっかりと全国的に分析すると同時に、名寄も結果が出てきたらそのことについて分析をしながら、学校でそれをどうフォローするか、家庭にどう働きかけていくか、地域でどうフォローするか、こういう具体策が出てくるのではないかなと。そういうことには期待をしているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） これが体力テストの結果を踏まえてどう判断し、どういったことをやるのかは、またこれから課題として取り組んでいき

たいと思っております。

それと、あと学校図書につきましてもせっかく朝読書が定着し、子供たちの朝の集中、または勉強に対する学習意欲が向上したというのがそういったところからも見られてくるのかなと思っております。学校図書について考え方の一つとして、やはり予算の中で図書を集めるのにも限度がありますので、各学校においてブックシェアリングという、一回児童の家庭に眠っている図書はありませんかという形での呼びかけをし、それで集まったら学校に必要なもの、保育所、幼稚園に寄贈できるもの、または図書館に回せるものと、こういった本というのは今もいろいろな回転しておりますけれども、家に寝ている本というのも多くあると思いますので、そういったブックシェアリングに対しての考えがもしあれば1点お伺いしたいと思います。

それと、もう一点続けて、自転車のルール改正に伴いますヘルメットの着用、今の御答弁いただきましたら、通学62名で全員に貸与であるとか個人負担の中で通学においては安全にヘルメットをかぶっている。これは、非常にありがたい。事前に道路交通法にとらわれず、今まで先進的に行っていることでありますので、非常によいことだと思いますが、問題なのは学校のクラブ活動の中でサイクリングクラブがあります。これは、学校の授業の中で各小学校はいろんな部を設けて活動しているわけです。現に私は今西小学校しかわかりませんが、西小学校にもサイクリング部というのがあって、数十人が6時間目の授業のときにサンピラーパークだとか浅江島だとか大学公園に自転車に乗って出かけるわけです。そういったときに学校教育委員会はこの法改正を受けてどのように考え、対応していくのか。サイクリング部の子はヘルメットを持ってきてくださいというのか、行政側としてきっちり用意してあげるのか。音威子府村では、この間三十数名の小学校に全員に差し上げたというようなことも載っていました

けれども、名寄市の対応をちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校図書の関係で、家庭に眠っている本についてブックシェアリングできないかということであります。これについては、現在学校には市立図書館の巡回図書等、そういったものでも回っておりますし、また道立図書館からの貸し出しも受けているということでございます。しかしながら、充足率については十分なものでないということもありますので、今議員提言のありました部分につきましては、市立名寄図書館と学校図書館の方々との担当者の会議というものがございます。その中で実態がどういうことになっているのかということも含めて、また家庭からのそういったような本の提供というのでいいのかどうか、その辺についても協議させていただきたいというふうに思っております。

それと、学校におけるサイクリングクラブの状況ということであります。私どもで把握しているのは、西小学校、それから名寄小学校、それから智恵文小学校ということで3校であります。このことについては、ヘルメットの着用については特に指導していないという現状にありますので、今後については法改正を含めて学校として着用するように義務づけるような、そんなような指導も校長会、教頭会を通じて行ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ぜひ子供たちの安全を守るヘルメットですから、いち早く対応し、指導していただければと思います。

次、スキー授業についてですが、先ほどの御答弁の中ではスキー1,000台、240時間の授業をしているよということですが、やはりそれが将来的にスキー授業があるのかなのか、いいのかはこれから議論ですけれども、新しい学習指導要

領によりますと、中学校になると今度武道を入れなくてはならないというような決まりがあります。スキー授業をやり、武道をやり、私は学校に何もかにもが押しつけられているような中で本当に現実にできるのかなという疑問もありましたので、今回の質問させていただきました。だから、割り切るのなら割り切るで、教育委員会の中でもやはりスキー授業は小学生において、中学校ではなくするよとか、もうある程度の将来的な方向もしっかり今から考えていかななくてはならないのではないかなと考えております。ただ、私はスキー授業やめてほしくないのです。やはりこの名寄の地でやってきた。風連地区においては、伝統的にスケートで授業をやっているという、昔からやってきたことに対してなくすということはしていただきたくないのですが、先ほども言いましたように歩くスキーというのは用具を伴うスポーツですので、小学校は継続していくという教育部長の答弁がありましたとおり、そうすると全校的なスキーの点検をしっかりしていただいて、やはり直すものは直す。また、継続しなくてはいけないものは継続するというをいち早く取り組んでやっていただきたいのと要望しておきたいと思います。

さらに、最後の学習指導要領の変更につきましては先ほどお話あったとおりです。ここに宮崎県知事の東国原さん、国土地理院の発表で高校生の6割が宮崎県を知らない。どこにあるか知らない。全国最低が宮崎であったということで、ひとえに日本の学力の低下ではないかということで、もう地図帳を持って歩かなくてはならないというようなことまで知事が言っていますように、やはりこれは小学校とか中学校で習っていないのです、基本的に。繰り返し繰り返しやることによって何げなく頭に入るとというのが子供の基本的な教育だと思っておりますので、それを一番大切なのは指導要領の狭間にいる子供たちがこの2年間、3年間で本当に補えるのかということに対しては私も非常に危惧しておりますが、それはそのときの時

代のあれで仕方ない部分もありますけれども、やはり時間内のことでそういった今の新学習指導要領を受けられない子たち、そういった子たちに対するフォローもぜひ行っていくことを忘れないでやっていただきたいなということを教育問題要望して、この点については終わりたいと思います。

続きまして、最後救急車についてちょっとだけ。なぜ救急車のことを言うかという、やはり救える命があるという、命の大切さということは今回の地震でも、きのう、おとついでですか、あつて、本当あの内陸型の地震驚きました。佐々木議員のふるさと、震源地の一関市室根町でしたか、そこは本当の近くで驚きましたけれども、鉄骨の立派な家だったから大丈夫だったらしいですけれども、やはり人の命というのは救える命がある以上、しっかりとやっていかななくてはいけないので、救急車における対応というのもしっかりとやっていただきたいなというのがお願いでございます。

さらに、ここに夕張の医療についての記事があります。緊急医療が診療所になりなかなか難しいということで訴えたところ、救急の出動件数は昨年同期の半以下になったという、この現実があるわけです。それによって救急で困って死亡者が続出したということはないわけです。消防年報を見ますと、広報事業の中でやはり広報紙2,500枚、防火パンフレット1万2,000部、消防年報をつくって市民に知らしめるという活動と同じように救急車の利用の仕方をしっかりとPRしていくことも必要ではないかと思うのです。やはりここで夕張の村上医師は、市民意識が変わり、むやみに救急車を呼ばなくなったから、そのとおりだと。数字が半分になるということは、これはもうストーリーで事実ですので、だから名寄市民も救急車を呼ぶなというのではなくて、やはり先ほど部長が答弁されましたように2台と1台、名寄は3台しかないわけです。平均で3台、万が一ということもありますし、ダブルブッキングは余りないという、今の現状では大丈夫だということでは

けれども、やはりこれから高齢者がふえてそういった状況がふえていくこともあります。救える命を絶対何とかしたいという思いもありますので、もっともといざというときのための消防車、救急車の大切さということをやはり今後市民に訴えていく必要があると思いますが、その件についてお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、名寄市民におきましては故意にタクシーがわりということは、決してそういう件数はないと承知をしております。ただ、御本人が相当重いということでの救急車の出動を要請しまして、結果として医師に診てもらったときにというのは、それはあり得ると思います。ぜひ必要なときに出動ができるという体制をとるためにも、市民の皆さんにもそういったことの周知に努めてまいりたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 今のうちは現状で何とか対応できるという状況ではございますので、それをぜひ継続させて、市民の安全を守っていただければなと思います。

最後に、ちょっと市長に確認したいのですが、退院搬送の件、これは消防事務組合がありますけれども、名寄としてはやはり地域の医療圏の中心である以上、いつまでも名寄は消防車、救急車を出し、費用負担をしていかななくてはならないのかなと私は疑問に思う点があるので、その件について何かありましたら。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 実態として名寄市立病院が果たしている役割というのは、急性期の患者さんを多く受け入れるということであります。慢性期に移行する患者さんについては、病診連携ということで周辺の医療機関に転院をお願いすると。その状況の中でどうしても医師が同乗して、あるいは治療を続行しながら転院すると、こういうよ

うなケースがあるようでございます。この場合は、本来民間でそのような受け皿として整備されていればそちらのほうにお願いすると、こういうことになるのが通常でありますけれども、名寄市立病院のセンターと病診連携間における周辺の病院間ではなかなかそのようなシステムが確立をしていないということで、一定の医師あるいは看護師が同乗して転院をするのに限って運用していると、こういうことであります。私どもも毎年地域医療支援室の運営についての協議会というのをつくっております。和寒から中川まで、あるいは枝幸、南宗谷を含めての連絡会議を持っておりますから、こういった実態等について名寄の消防の救急出動に支障がないようにこれからはしっかりした対応策を協議していきたい、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 意見書案第1号 高齢者医療の抜本的な見直しを求める意見書、意見書案第2号 地域財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第3号 障害者医療費助成に関する意見書、意見書案第4号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書、意見書案第5号 福祉の人材確保に関する意見書、意見書案第6号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書、意見書案第7号 日本映画への字幕付与を求める意見書、意見書案第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書、意見書案第9号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書、以上9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外8件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 報告第9号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告等についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時04分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

副議長 熊谷 吉 正

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 田 中 之 繁